

Press Release

報道関係者 各位

平成 29 年 9 月 15 日

【照会先】 保険局調査課

課長 山内 孝一郎（内線：3291）

数理企画官 仲津留 隆 （内線：3293）

担当係 医療機関医療費係（内線：3298）

電話：03-5253-1111（代表）

03-3595-2579（直通）

「平成 28 年度 調剤医療費（電算処理分）の動向」を公表します

厚生労働省では、毎年、調剤医療費の動向及び薬剤の使用状況等を把握するために、電算処理分のレセプトを集計し、「調剤医療費（電算処理分）の動向」として公表しています。このたび、平成 28 年度の集計結果がまとまりましたので公表します。

【調査結果のポイント】

- 平成 28 年度の調剤医療費（電算処理分に限る。以下同様。）は 7 兆 4,395 億円（伸び率（対前年度同期比、以下同様。）▲4.9%）であり、処方せん 1 枚当たり調剤医療費は 9,015 円（伸び率▲5.6%）であった。
その内訳は、技術料が 1 兆 8,490 億円（伸び率+1.1%）、薬剤料が 5 兆 5,778 億円（▲6.7%）、特定保険医療材料料が 128 億円（+0.9%）であり、薬剤料のうち、後発医薬品が 8,636 億円（+1.6%）であった。【表 1、表 2】
- 処方せん 1 枚当たりの調剤医療費を年齢階級別にみると、年齢とともに高くなり、75 歳以上では 10,948 円と、0 歳以上 5 歳未満の 3,250 円の約 3.37 倍であった。【表 3】
- 後発医薬品割合は、平成 28 年度末で数量ベース（新指標）が 68.6%であり、年度平均でみると、数量ベース（新指標）が 66.8%（伸び幅+6.8%）、薬剤料ベースが 15.5%（+1.3%）、後発医薬品調剤率が 67.0%（+3.9%）であった。【表 4】
- 内服薬の処方せん 1 枚当たり薬剤料の伸び率は▲8.6%となっており、この伸び率を「処方せん 1 枚当たり薬剤種類数の伸び率」、「1 種類当たり投薬日数の伸び率」、「1 種類 1 日当たり薬剤料の伸び率」に分解すると、各々▲0.9%、+1.5%、▲9.1%であった。【表 5】
- 平成 28 年度の調剤医療費を処方せん発行元医療機関別にみると、医科では病院が 3 兆 766 億円（▲6.6%）、診療所が 4 兆 3,389 億円（▲3.5%）であり、平成 28 年度末の後発医薬品割合は、数量ベース（新指標）で、病院が 69.0%（伸び幅+5.9%）、診療所が 68.4%（+5.3%）であった。また制度別でみた場合、最も高かったのは公費の 73.4%（+5.5%）、もっとも低かったのが後期高齢者で 66.4%（+5.9%）であった。【表 14、表 15】
- 平成 28 年度末の後発医薬品割合を、数量ベース（新指標）の算出対象となる医薬品について、薬効大分類別にみると、薬効大分類別の構成割合が最も大きい消化器官用薬は 80.3%、次いで大きい循環器官用薬は 69.3%であった。【表 16】

調剤医療費(電算処理分)の動向の概要 ～平成28年度版～

1. 調剤医療費の全数と電算処理分の比較

平成28年度の調剤医療費(電算処理分に限る。以下同様。)は7兆4,395億円(対前年度同期比(伸び率という。以下同様)▲4.9%)で、処方せん1枚当たり調剤医療費は9,015円(▲5.6%)であった。

なお、電算処理割合は、平成21年度以降、医療費ベース、処方せん枚数ベースともに99%に達しており、処方せん1枚当たり調剤医療費について、調剤レセプト全体と電算処理分を比較すると、その差は0.2%程度と小さい。

表1 調剤医療費総額、処方せん枚数及び処方せん1枚当たり調剤医療費

		実数							対前年度比(%)						
		平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	
全数	調剤医療費(億円)	60,822	65,601	66,431	70,380	71,987	78,746	74,953	7.9	1.3	5.9	2.3	9.4	▲ 4.8	
	処方せん枚数(万枚)	76,169	77,851	78,986	79,430	80,831	82,372	82,999	2.2	1.5	0.6	1.8	1.9	0.8	
	1枚当たり調剤医療費(円)	7,985	8,426	8,410	8,861	8,906	9,560	9,031	5.5	▲ 0.2	5.4	0.5	7.3	▲ 5.5	
電算 処理 分	調剤医療費(億円)	60,389	65,133	65,902	69,933	71,515	78,192	74,395	7.9	1.2	6.1	2.3	9.3	▲ 4.9	
	電算化率(%)	99.3	99.3	99.2	99.4	99.3	99.3	99.3	—	—	—	—	—	—	
	処方せん枚数(万枚)	75,636	77,289	78,452	78,958	80,359	81,912	82,527	2.2	1.5	0.6	1.8	1.9	0.8	
	電算化率(%)	99.3	99.3	99.3	99.4	99.4	99.4	99.4	—	—	—	—	—	—	
	1枚当たり調剤医療費(円)	7,984	8,427	8,400	8,857	8,899	9,546	9,015	5.5	▲ 0.3	5.4	0.5	7.3	▲ 5.6	
	電算処理分／全数	1.000	1.000	0.999	1.000	0.999	0.999	0.998	—	—	—	—	—	—	

2. 調剤医療費の内訳

調剤医療費の内訳は、技術料が1兆8,490億円（伸び率＋1.1％）、薬剤料が5兆5,778億円（▲6.7％）で、特定保険医療材料料が128億円（＋0.9％）であった。

処方せん1枚当たり調剤医療費は9,015円（伸び率▲5.6％）で、その内訳は、技術料が2,240円（＋0.4％）、薬剤料が6,759円（▲7.4％）で、特定保険医療材料料が15円（＋0.1％）であった。

構成割合は技術料が24.9％、薬剤料が75.0％、特定保険医療材料料が0.2％となっていた。

表2-1 調剤医療費の内訳（総額）

	実数(億円)							対前年度比(%)						
	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	
調剤医療費	60,389	65,133	65,902	69,933	71,515	78,192	74,395	7.9	1.2	6.1	2.3	9.3	▲ 4.9	
技術料	15,911	16,435	17,020	17,371	17,682	18,283	18,490	3.3	3.6	2.1	1.8	3.4	1.1	
調剤技術料	13,061	13,530	13,868	14,205	14,572	15,122	14,834	3.6	2.5	2.4	2.6	3.8	▲ 1.9	
調剤基本料	4,333	4,509	4,738	4,897	4,988	5,336	5,055	4.1	5.1	3.4	1.9	7.0	▲ 5.3	
調剤料	7,472	7,730	7,915	8,065	8,257	8,425	8,415	3.4	2.4	1.9	2.4	2.0	▲ 0.1	
加算料	1,256	1,291	1,215	1,243	1,327	1,361	1,364	2.8	▲ 5.9	2.3	6.7	2.6	0.2	
薬学管理料	2,850	2,905	3,152	3,166	3,110	3,161	3,656	1.9	8.5	0.4	▲ 1.8	1.6	15.7	
薬剤料	44,376	48,590	48,771	52,444	53,711	59,783	55,778	9.5	0.4	7.5	2.4	11.3	▲ 6.7	
内服薬薬剤料	37,372	40,881	40,729	43,755	44,460	49,762	45,838	9.4	▲ 0.4	7.4	1.6	11.9	▲ 7.9	
屯服薬他薬剤料	343	369	368	382	384	396	378	7.4	▲ 0.2	3.9	0.4	3.1	▲ 4.4	
注射薬薬剤料	1,293	1,555	1,719	1,959	2,208	2,461	2,563	20.3	10.5	14.0	12.7	11.5	4.1	
外用薬薬剤料	5,368	5,784	5,955	6,348	6,660	7,164	6,998	7.8	2.9	6.6	4.9	7.6	▲ 2.3	
(再掲)後発医薬品薬剤料	3,619	4,203	4,958	5,999	7,195	8,502	8,636	16.1	18.0	21.0	19.9	18.2	1.6	
特定保険医療材料料	102	108	112	118	122	126	128	6.1	1.0	5.4	3.6	3.8	0.9	

注1)「調剤医療費」とは、調剤報酬明細書に記録された「点数」に10を乗じたものである。

注2)「調剤基本料」には、基準調剤加算、後発医薬品調剤体制加算、夜間・休日等加算、時間外等の加算(調剤基本料に係る部分)、及び在宅患者調剤加算を含めている。

注3)「内服薬」とは、内用薬のうち、調剤報酬明細書に記録された剤形が「内服」もしくは「一包」である薬剤をいう。

注4)「屯服薬他」とは、内用薬のうち、調剤報酬明細書に記録された剤形が「屯服」「内滴」「浸煎」「湯」である薬剤をいう。

注5) 調剤医療費及び処方せん枚数(受付回数)の電算化率が99.0%を超えた平成21年度以降を公表の対象範囲としている。

表2-2 処方せん1枚当たり調剤医療費の内訳と構成割合

	実数(円)							対前年度比(%)						
	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	
調剤医療費	7,984	8,427	8,400	8,857	8,899	9,546	9,015	5.5	▲ 0.3	5.4	0.5	7.3	▲ 5.6	
技術料	2,104	2,126	2,169	2,200	2,200	2,232	2,240	1.1	2.0	1.4	0.0	1.4	0.4	
構成割合(%)	26.3	25.2	25.8	24.8	24.7	23.4	24.9	—	—	—	—	—	—	
調剤技術料	1,727	1,751	1,768	1,799	1,813	1,846	1,797	1.4	1.0	1.8	0.8	1.8	▲ 2.6	
調剤基本料	573	583	604	620	621	651	612	1.8	3.5	2.7	0.1	5.0	▲ 6.0	
調剤料	988	1,000	1,009	1,021	1,028	1,029	1,020	1.2	0.9	1.2	0.6	0.1	▲ 0.9	
加算料	166	167	155	157	165	166	165	0.6	▲ 7.3	1.7	4.9	0.6	▲ 0.5	
薬学管理料	377	376	402	401	387	386	443	▲ 0.3	6.9	▲ 0.2	▲ 3.5	▲ 0.3	14.8	
薬剤料	5,867	6,287	6,217	6,642	6,684	7,299	6,759	7.2	▲ 1.1	6.8	0.6	9.2	▲ 7.4	
構成割合(%)	73.5	74.6	74.0	75.0	75.1	76.5	75.0	—	—	—	—	—	—	
内服薬薬剤料	4,941	5,289	5,192	5,542	5,533	6,075	5,554	7.0	▲ 1.8	6.7	▲ 0.2	9.8	▲ 8.6	
屯服薬他薬剤料	45	48	47	48	48	48	46	5.1	▲ 1.7	3.2	▲ 1.4	1.2	▲ 5.1	
注射薬薬剤料	171	201	219	248	275	300	311	17.8	8.9	13.2	10.7	9.4	3.4	
外用薬薬剤料	710	748	759	804	829	875	848	5.5	1.4	5.9	3.1	5.5	▲ 3.0	
(再掲)後発医薬品薬剤料	478	544	632	760	895	1,038	1,046	13.7	16.2	20.2	17.9	15.9	0.8	
特定保険医療材料料	13	14	14	15	15	15	15	3.8	1.8	4.7	1.8	1.8	0.1	
構成割合(%)	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	—	—	—	—	—	—	

3. 年齢階級別の状況

処方せん1枚当たり調剤医療費を年齢階級別にみると、年齢とともに高くなり、75歳以上では10,948円と、0歳以上5歳未満の3,250円の約3.37倍となっていた。

表3 年齢階級別処方せん1枚当たり調剤医療費

	実数(円)							対前年度比(%)					
	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
総数	7,984	8,427	8,400	8,857	8,899	9,546	9,015	5.5	▲ 0.3	5.4	0.5	7.3	▲ 5.6
0歳以上5歳未満	3,149	3,206	3,200	3,255	3,245	3,328	3,250	1.8	▲ 0.2	1.7	▲ 0.3	2.5	▲ 2.3
5歳以上10歳未満	4,280	4,451	4,445	4,608	4,626	4,761	4,605	4.0	▲ 0.2	3.7	0.4	2.9	▲ 3.3
10歳以上15歳未満	5,014	5,225	5,289	5,624	5,688	5,869	5,742	4.2	1.2	6.3	1.1	3.2	▲ 2.2
15歳以上20歳未満	5,225	5,512	5,526	5,785	5,883	6,058	5,937	5.5	0.3	4.7	1.7	3.0	▲ 2.0
20歳以上25歳未満	5,308	5,585	5,600	5,846	5,880	6,063	5,980	5.2	0.3	4.4	0.6	3.1	▲ 1.4
25歳以上30歳未満	5,604	5,909	5,940	6,165	6,198	6,439	6,290	5.4	0.5	3.8	0.5	3.9	▲ 2.3
30歳以上35歳未満	5,975	6,290	6,323	6,566	6,606	6,897	6,734	5.3	0.5	3.8	0.6	4.4	▲ 2.4
35歳以上40歳未満	6,613	6,939	6,966	7,282	7,303	7,617	7,410	4.9	0.4	4.5	0.3	4.3	▲ 2.7
40歳以上45歳未満	7,295	7,719	7,761	8,117	8,158	8,592	8,347	5.8	0.5	4.6	0.5	5.3	▲ 2.9
45歳以上50歳未満	7,794	8,231	8,261	8,673	8,729	9,354	9,059	5.6	0.4	5.0	0.7	7.2	▲ 3.2
50歳以上55歳未満	8,272	8,704	8,668	9,053	9,069	9,888	9,390	5.2	▲ 0.4	4.4	0.2	9.0	▲ 5.0
55歳以上60歳未満	8,720	9,180	9,119	9,526	9,530	10,434	9,816	5.3	▲ 0.7	4.5	0.1	9.5	▲ 5.9
60歳以上65歳未満	9,056	9,537	9,452	9,880	9,874	10,775	10,063	5.3	▲ 0.9	4.5	▲ 0.1	9.1	▲ 6.6
65歳以上70歳未満	9,254	9,767	9,708	10,182	10,178	11,124	10,370	5.5	▲ 0.6	4.9	▲ 0.0	9.3	▲ 6.8
70歳以上75歳未満	9,495	9,981	9,870	10,366	10,434	11,409	10,614	5.1	▲ 1.1	5.0	0.7	9.3	▲ 7.0
75歳以上	10,008	10,541	10,427	10,978	11,010	11,730	10,948	5.3	▲ 1.1	5.3	0.3	6.5	▲ 6.7

4. 後発医薬品割合の推移及び後発医薬品割合(数量ベース)階級別保険薬局数構成割合

平成25年4月に公表された「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」に基づく新指標では、平成28年4月で64.8%であったものが、平成29年3月には68.6%まで増加した。

年度毎の平均でみると、平成28年度後発医薬品割合は数量ベース(新指標)が66.8%(伸び幅+6.8%)、数量ベース(旧指標)が44.5%(伸び幅+4.3%)、薬剤料ベースが15.5%(+1.3%)、後発医薬品調剤率が67.0%(+3.9%)であった。なお、それぞれの最高値は、数量ベース(新指標)が68.6%(平成29年3月)、数量ベース(旧指標)が45.4%(平成29年2月)、薬剤料ベースが16.1%(平成29年3月)、後発医薬品調剤率が69.0%(平成29年1月)であった。

後発医薬品割合の階級別に保険薬局数の構成割合をみると、数量ベース(新指標)で後発医薬品割合が65%以上の薬局数は平成28年4月で59.5%であったところ、平成29年3月では69.3%となっており、うち75%以上の薬局数は平成28年4月で26.7%であったところ、平成29年3月では38.4%となっていた。

表4-1 平成28年度における後発医薬品割合

(単位:%)

	平成28年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
数量ベース(新指標)	64.8	65.2	65.6	65.8	66.2	66.5	66.9	67.5	67.9	68.4	68.5	68.6
数量ベース(旧指標)	43.1	43.5	43.7	44.0	44.3	44.5	44.9	45.0	45.1	45.4	45.4	45.4
薬剤料ベース	14.6	14.8	14.8	15.1	15.2	15.5	15.9	16.0	16.0	15.9	16.0	16.1
後発医薬品調剤率	65.7	65.7	65.4	65.8	66.1	66.5	67.5	68.0	68.3	69.0	68.3	67.4

表4-2 年度毎にみた後発医薬品割合

(単位:%)

(単位: %)													
	実数							対前年度差					
	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
数量ベース(新指標)	-	-	-	47.9	56.4	60.1	66.8	・	・	・	8.4	3.7	6.8
数量ベース(旧指標)	22.4	23.4	28.7	31.1	37.0	40.2	44.5	1.0	5.2	2.4	5.9	3.2	4.3
薬剤料ベース	8.2	8.6	10.2	11.4	13.4	14.2	15.5	0.5	1.5	1.3	2.0	0.8	1.3
後発医薬品調剤率	47.7	48.6	52.6	55.0	60.8	63.1	67.0	0.9	4.1	2.3	5.8	2.3	3.9

注1) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

注2) 「新指標」は、〔後発医薬品の数量〕/〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕+〔後発医薬品の数量〕で算出している。その際、新たに後発医薬品が販売される先発医薬品は、平成26年度より、薬価収載の翌月(平成25年度は薬価収載月(6月と12月))以降、医療課長通知*に基づき算出式の分母に算入することとしている。そのため、算出式の分母となる医薬品数量が一時に増え、新指標による後発医薬品割合が低くなることもある。

*厚生労働省ホームページ「使用薬剤の薬価(薬価基準)に収載されている医薬品について」中の「5. その他(各先発医薬品の後発医薬品の有無に関する情報)」を参照。

注3) 「後発医薬品調剤率」とは、全処方せん受付回数に対する後発医薬品を調剤した処方せん受付回数の割合をいう。

注4) 旧指標とは、平成24年度までの後発医薬品割合(数量ベース)の算出方法をいう。

注5) 旧指標による算出では、平成22年4月以降は、経腸成分栄養剤及び特殊ミルク製剤を除外し、平成24年4月以降は、経腸成分栄養剤、特殊ミルク製剤、生薬及び漢方製剤を除外している。

注6) 「・」は算出できないものを示す。

表4-3 後発医薬品割合(数量ベース)階級別保険薬局数構成割合

(単位:%)

		平成27年度		平成28年度											(単位:%)		
		4月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
割	総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0		
	10%未満	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.2		
	10%以上 20%未満	1.5	1.1	0.9	0.9	0.8	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.6	0.6	0.6		
	20%以上 30%未満	4.6	3.2	2.7	2.6	2.5	2.4	2.3	2.2	2.2	2.0	2.0	1.9	1.9	1.9		
	30%以上 40%未満	9.1	6.7	5.6	5.6	5.5	5.3	5.2	5.0	4.9	4.7	4.5	4.3	4.2	4.2		
	40%以上 50%未満	12.4	10.2	9.4	8.9	8.6	8.6	8.4	8.3	7.9	7.7	7.6	7.3	7.2	7.2		
	50%以上 60%未満	18.1	13.4	12.1	12.0	11.9	11.5	11.4	11.4	11.0	10.8	10.5	10.3	10.2	10.2		
	60%以上 65%未満	14.7	10.9	9.5	8.9	8.7	8.2	8.2	7.7	7.4	7.2	6.8	6.8	6.7	6.5		
	65%以上 70%未満	15.0	17.2	16.0	16.0	16.1	16.2	15.8	15.8	15.1	14.2	13.8	13.1	13.0	13.2		
	70%以上 75%未満	12.7	15.5	16.8	16.8	16.7	16.7	16.8	16.8	17.2	17.4	17.6	17.7	17.6	17.7		
	75%以上 80%未満	6.4	12.5	14.6	15.1	15.7	16.1	16.5	16.7	17.1	17.5	17.8	17.9	18.1	18.0		
80%以上 90%未満	4.5	8.1	11.0	11.7	12.1	12.6	13.2	13.8	14.8	16.0	17.0	18.2	18.4	18.5			
90%以上	0.6	0.9	1.1	1.2	1.3	1.3	1.3	1.4	1.4	1.6	1.6	1.8	1.8	1.9			
合	65%未満	60.7	45.8	40.5	39.2	38.2	37.1	36.4	35.5	34.4	33.4	32.2	31.3	31.1	30.7		
	65%以上	39.3	54.2	59.5	60.8	61.8	62.9	63.6	64.5	65.6	66.6	67.8	68.7	68.9	69.3		
	65%以上 75%未満	27.8	32.6	32.8	32.8	32.8	32.9	32.6	32.5	32.3	31.6	31.3	30.8	30.6	30.9		
	75%以上	11.5	21.5	26.7	28.0	29.1	30.0	31.0	31.9	33.3	35.1	36.4	37.9	38.3	38.4		

注1) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

注2) 新指標は、〔後発医薬品の数量〕/〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕+〔後発医薬品の数量〕で算出している。

5. 内服薬 処方せん1枚当たり薬剤料の3要素分解

内服薬の処方せん1枚当たり薬剤料5,548円を、処方せん1枚当たり薬剤種類数、1種類当たり投薬日数、1種類1日当たり薬剤料に分解すると、各々2.83、23.1日、85円となっていた。

また、内服薬の処方せん1枚当たり薬剤料の伸び率▲8.6%を、処方せん1枚当たり薬剤種類数の伸び率、1種類当たり投薬日数の伸び率、1種類1日当たり薬剤料の伸び率に分解すると、各々▲0.9%、+1.5%、▲9.1%となっていた。

表5 内服薬 処方せん1枚当たり薬剤料の3要素分解

	実数							対前年度比(%)					
	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
内服薬 処方せん1枚当たり薬剤料(円)	4,936	5,283	5,180	5,528	5,526	6,068	5,548	7.0	▲ 1.9	6.7	▲ 0.0	9.8	▲ 8.6
処方せん1枚当たり薬剤種類数	2.90	2.90	2.90	2.90	2.88	2.86	2.83	0.0	▲ 0.2	▲ 0.0	▲ 0.5	▲ 0.8	▲ 0.9
1種類当たり投薬日数(日)	19.9	20.5	21.1	21.8	22.3	22.8	23.1	3.0	3.1	3.5	2.3	1.9	1.5
1種類1日当たり薬剤料(円)	86	89	85	87	86	93	85	3.9	▲ 4.7	3.2	▲ 1.9	8.6	▲ 9.1

6-1. 薬効分類別の状況(1)(内服薬薬剤料総額)

内服薬の薬剤料(総額)を薬効大分類別にみると、循環器官用薬が9,935億円と最も高く、次いで中枢神経系用薬が7,666億円となっている。伸び率は、腫瘍用薬が+3.0%と最も高く、化学療法剤が▲32.0%と最も低い。

後発医薬品については、循環器官用薬が2,130億円と最も高く、次いで消化器官用薬が1,285億円となっている。伸び率は、呼吸器官用薬が+11.3%と最も高く、ビタミン剤が▲9.0%と最も低い。

表6-1 内服薬 薬効分類別 薬剤料

	総額(億円)			後発医薬品(億円)(再掲)			対前年度比(%)		後発医薬品(再掲)	
	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 27年度	平成 28年度
内服薬 総数	44,408	49,707	45,784	6,378	7,568	7,654	11.9	▲ 7.9	18.7	1.1
11 中枢神経系用薬	7,415	7,937	7,666	710	826	883	7.0	▲ 3.4	16.3	7.0
112 催眠鎮静剤、抗不安剤	594	592	539	124	139	144	▲ 0.3	▲ 9.0	12.9	3.5
114 解熱鎮痛消炎剤	935	989	991	96	106	119	5.7	0.2	10.6	12.1
116 抗パーキンソン剤	640	684	690	25	28	34	6.9	0.9	13.5	21.4
117 精神神経用剤	2,460	2,607	2,516	179	211	272	6.0	▲ 3.5	17.6	29.2
119 その他中枢神経系用薬	2,219	2,422	2,286	252	303	270	9.1	▲ 5.6	19.9	▲ 11.0
21 循環器官用薬	10,825	11,011	9,935	1,761	2,170	2,130	1.7	▲ 9.8	23.3	▲ 1.9
212 不整脈用剤	519	511	443	88	104	111	▲ 1.5	▲ 13.3	18.3	7.2
214 血圧降下剤	5,051	4,953	4,354	424	661	692	▲ 1.9	▲ 12.1	56.0	4.6
217 血管拡張剤	1,324	1,298	1,082	583	648	598	▲ 1.9	▲ 16.7	11.3	▲ 7.8
218 高脂血症用剤	2,697	2,858	2,653	535	610	558	6.0	▲ 7.2	14.1	▲ 8.5
22 呼吸器官用薬	468	483	448	139	160	178	3.1	▲ 7.2	14.6	11.3
23 消化器官用薬	3,972	4,150	3,902	1,176	1,307	1,285	4.5	▲ 6.0	11.2	▲ 1.7
232 消化性潰瘍用剤	2,751	2,872	2,635	822	916	859	4.4	▲ 8.2	11.4	▲ 6.2
239 その他の消化器官用薬	579	586	544	66	86	109	1.2	▲ 7.1	30.9	25.9
25 泌尿生殖器官および肛門用薬	1,283	1,356	1,316	96	128	129	5.7	▲ 3.0	33.2	0.9
31 ビタミン剤	878	933	927	306	303	276	6.2	▲ 0.7	▲ 0.9	▲ 9.0
32 滋養強壮薬	502	513	502	28	32	35	2.2	▲ 2.1	15.2	10.1
325 蛋白アミノ酸製剤	434	439	427	14	16	16	1.3	▲ 2.9	13.5	1.3
33 血液・体液用薬	3,327	3,548	3,243	484	653	727	6.7	▲ 8.6	34.9	11.3
39 その他の代謝性医薬品	5,844	6,365	6,330	587	693	660	8.9	▲ 0.6	18.0	▲ 4.7
396 糖尿病用剤	2,817	3,133	3,158	222	268	212	11.2	0.8	20.6	▲ 20.8
399 他に分類されない代謝性医薬品	2,381	2,555	2,537	253	315	349	7.3	▲ 0.7	24.5	10.7
42 腫瘍用薬	2,445	2,821	2,906	223	272	259	15.4	3.0	21.8	▲ 4.6
422 代謝拮抗剤	431	425	392	5	5	5	▲ 1.3	▲ 7.9	▲ 3.4	1.6
429 その他の腫瘍用薬	1,948	2,332	2,453	216	266	254	19.7	5.2	23.1	▲ 4.5
44 アレルギー用薬	2,744	2,871	2,523	491	562	623	4.6	▲ 12.1	14.6	10.8
52 漢方製剤	1,046	1,106	1,114	-	-	-	5.7	0.7	-	-
61 抗生物質製剤	896	888	772	183	212	215	▲ 0.9	▲ 13.1	15.7	1.7
613 グラム陽性・陰性菌に作用するもの	415	415	354	73	85	88	0.0	▲ 14.8	16.9	3.3
614 グラム陽性菌、マイコプラズマに作用するもの	347	351	287	101	116	113	1.2	▲ 18.3	15.2	▲ 2.2
62 化学療法剤	1,827	4,751	3,229	139	189	173	160.0	▲ 32.0	35.5	▲ 8.2
624 合成抗菌剤	420	404	336	34	80	71	▲ 3.8	▲ 16.9	134.7	▲ 11.0
625 抗ウイルス剤	1,185	4,139	2,706	43	50	49	249.1	▲ 34.6	15.3	▲ 2.1

注1) 表示していない項目(薬効)があるので、内訳を足し上げても総数と一致しない。

注2) 「-」は0を意味する。

6-2. 薬効分類別の状況(2)(内服薬 処方せん1枚当たり薬剤料)

内服薬の処方せん1枚当たり薬剤料を薬効大分類別にみると、循環器官用薬が1,204円と最も高く、次いで中枢神経系用薬が929円となっている。伸び率は、腫瘍用薬が+2.2%と最も高く、化学療法剤が▲32.5%と最も低い。

表6-2 内服薬 薬効分類別処方せん1枚当たり薬剤料

	実数(円)							対前年度比(%)					
	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
内服薬 総数	4,936	5,283	5,180	5,528	5,526	6,068	5,548	7.0	▲ 1.9	6.7	▲ 0.0	9.8	▲ 8.6
11 中枢神経系用薬	685	792	815	895	923	969	929	15.6	2.9	9.8	3.1	5.0	▲ 4.1
112 催眠鎮静剤、抗不安剤	85	88	83	84	74	72	65	3.1	▲ 5.6	0.5	▲ 11.6	▲ 2.2	▲ 9.7
114 解熱鎮痛消炎剤	89	97	99	110	116	121	120	9.8	1.9	10.6	6.2	3.7	▲ 0.5
116 抗パーキンソン剤	66	70	71	76	80	84	84	6.2	0.8	7.0	5.1	4.8	0.1
117 精神神経用剤	248	276	281	300	306	318	305	11.1	1.8	6.9	2.1	4.0	▲ 4.2
119 その他中枢神経系用薬	159	215	227	263	276	296	277	35.2	5.3	15.9	5.0	7.1	▲ 6.3
21 循環器官用薬	1,407	1,471	1,382	1,445	1,347	1,344	1,204	4.5	▲ 6.0	4.6	▲ 6.8	▲ 0.2	▲ 10.4
212 不整脈用剤	77	78	71	71	65	62	54	0.9	▲ 9.2	0.9	▲ 9.3	▲ 3.4	▲ 13.9
214 血圧降下剤	649	688	654	683	629	605	528	6.0	▲ 4.9	4.4	▲ 8.0	▲ 3.8	▲ 12.8
217 血管拡張剤	236	226	195	193	165	159	131	▲ 4.1	▲ 13.8	▲ 1.1	▲ 14.7	▲ 3.8	▲ 17.3
218 高脂血症用剤	340	358	335	357	336	349	321	5.4	▲ 6.5	6.5	▲ 5.9	4.0	▲ 7.9
22 呼吸器官用薬	69	70	64	63	58	59	54	1.3	▲ 8.4	▲ 2.0	▲ 7.5	1.2	▲ 7.9
23 消化器官用薬	491	517	485	519	494	507	473	5.4	▲ 6.4	7.2	▲ 4.8	2.5	▲ 6.7
232 消化性潰瘍用剤	360	379	346	371	342	351	319	5.2	▲ 8.8	7.3	▲ 7.7	2.4	▲ 8.9
239 その他の消化器官用薬	65	71	70	73	72	72	66	8.7	▲ 0.5	4.4	▲ 1.8	▲ 0.7	▲ 7.8
25 泌尿生殖器官および肛門用薬	142	149	147	156	160	166	159	5.0	▲ 1.3	5.9	2.4	3.7	▲ 3.7
31 ビタミン剤	98	100	98	107	109	114	112	1.4	▲ 1.8	9.0	2.5	4.2	▲ 1.4
32 滋養強壮薬	66	65	62	64	62	63	61	▲ 0.7	▲ 4.7	2.6	▲ 2.2	0.3	▲ 2.8
325 蛋白アミノ酸製剤	58	57	55	56	54	54	52	▲ 0.9	▲ 4.6	2.3	▲ 3.5	▲ 0.6	▲ 3.6
33 血液・体液用薬	309	342	350	392	414	433	393	10.8	2.3	12.0	5.6	4.6	▲ 9.3
39 その他の代謝性医薬品	532	599	630	711	727	777	767	12.6	5.2	12.8	2.2	6.9	▲ 1.3
396 糖尿病用剤	210	261	287	340	351	382	383	24.3	10.1	18.4	3.2	9.1	0.0
399 他に分類されない代謝性医薬品	246	266	271	293	296	312	307	8.3	1.6	8.3	1.1	5.3	▲ 1.5
42 腫瘍用薬	255	264	264	281	304	344	352	3.7	▲ 0.2	6.7	8.1	13.2	2.2
422 代謝拮抗剤	69	65	61	60	54	52	47	▲ 6.5	▲ 5.3	▲ 1.0	▲ 11.3	▲ 3.2	▲ 8.6
429 その他の腫瘍用薬	178	191	194	213	242	285	297	7.7	1.6	9.4	14.0	17.5	4.4
44 アレルギー用薬	356	372	357	353	341	351	306	4.6	▲ 4.3	▲ 1.0	▲ 3.3	2.7	▲ 12.8
52 漢方製剤	107	111	118	125	130	135	135	4.3	6.1	5.5	4.4	3.7	▲ 0.1
61 抗生物質製剤	141	140	125	123	111	108	93	▲ 0.3	▲ 10.9	▲ 1.6	▲ 9.2	▲ 2.7	▲ 13.8
613 グラム陽性・陰性菌に作用するもの	65	63	57	56	52	51	43	▲ 2.8	▲ 9.8	▲ 2.7	▲ 7.0	▲ 1.9	▲ 15.4
614 グラム陽性菌、マイコプラズマに作用するもの	65	65	56	52	43	43	35	0.8	▲ 14.1	▲ 7.7	▲ 16.4	▲ 0.8	▲ 18.9
62 化学療法剤	181	187	180	186	227	580	391	3.1	▲ 3.6	3.2	22.2	155.1	▲ 32.5
624 合成抗菌剤	52	57	57	55	52	49	41	9.5	0.0	▲ 2.3	▲ 5.6	▲ 5.7	▲ 17.6
625 抗ウイルス剤	91	94	92	99	148	505	328	3.6	▲ 2.5	8.0	48.4	242.5	▲ 35.1

注) 表示していない項目(薬効)があるので、内訳を足し上げても総数と一致しない。

7. 薬効分類別の状況(3)(内服薬 処方せん1枚当たり薬剤種類数)

内服薬の処方せん1枚当たり薬剤種類数を薬効大分類別にみると、循環器官用薬が0.60と最も多く、次いで消化器官用薬が0.46となっている。伸び率は、漢方製剤が+3.0%で最も高く、その他の代謝性医薬品が▲4.8%で最も低い。

表7 内服薬 薬効分類別処方せん1枚当たり薬剤種類数

	実数							対前年度比(%)						
	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	
内服薬 総数	2.90	2.90	2.90	2.90	2.88	2.86	2.83	0.0	▲ 0.2	▲ 0.0	▲ 0.5	▲ 0.8	▲ 0.9	
11 中枢神経系用薬	0.45	0.46	0.46	0.47	0.46	0.46	0.45	1.9	▲ 0.1	1.5	▲ 1.0	▲ 0.9	▲ 0.7	
112 催眠鎮静剤、抗不安剤	0.14	0.14	0.13	0.13	0.13	0.13	0.12	▲ 0.5	▲ 1.8	0.1	▲ 3.8	▲ 3.3	▲ 2.4	
114 解熱鎮痛消炎剤	0.10	0.10	0.10	0.10	0.11	0.11	0.10	1.1	0.5	1.0	0.5	▲ 0.0	▲ 1.0	
116 抗パーキンソン剤	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	▲ 1.0	▲ 2.0	0.5	▲ 3.2	▲ 3.0	▲ 2.0	
117 精神神経用剤	0.13	0.13	0.12	0.13	0.12	0.12	0.12	▲ 0.2	▲ 1.8	0.7	▲ 1.9	▲ 1.7	▲ 1.7	
119 その他中枢神経系用薬	0.02	0.02	0.03	0.04	0.04	0.04	0.05	54.5	22.6	17.0	12.3	9.8	8.7	
21 循環器官用薬	0.62	0.62	0.62	0.62	0.61	0.61	0.60	▲ 0.1	▲ 0.3	1.2	▲ 1.4	▲ 1.5	▲ 0.3	
212 不整脈用剤	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	1.8	1.2	3.7	1.8	1.4	2.6	
214 血圧降下剤	0.21	0.22	0.22	0.22	0.21	0.21	0.21	1.5	0.1	0.8	▲ 2.5	▲ 2.3	▲ 1.1	
217 血管拡張剤	0.16	0.16	0.15	0.15	0.15	0.14	0.14	▲ 4.5	▲ 2.5	▲ 0.7	▲ 2.4	▲ 2.3	▲ 0.6	
218 高脂血症用剤	0.12	0.12	0.13	0.13	0.14	0.14	0.14	2.6	2.7	4.5	1.5	1.2	1.6	
22 呼吸器官用薬	0.27	0.27	0.27	0.26	0.26	0.26	0.27	0.1	▲ 1.3	▲ 3.0	▲ 0.3	1.5	1.2	
23 消化器官用薬	0.49	0.48	0.49	0.48	0.48	0.47	0.46	▲ 0.8	0.8	▲ 0.7	▲ 1.7	▲ 1.8	▲ 2.0	
232 消化性潰瘍用剤	0.25	0.25	0.25	0.25	0.24	0.24	0.23	0.0	▲ 0.4	0.2	▲ 2.0	▲ 2.0	▲ 2.9	
239 その他の消化器官用薬	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	▲ 1.3	4.3	▲ 2.5	▲ 2.6	▲ 2.4	▲ 1.3	
25 泌尿生殖器官および肛門用薬	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	1.7	2.4	1.9	2.2	1.5	0.9	
31 ビタミン剤	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.1	▲ 5.5	0.6	▲ 0.6	▲ 0.9	▲ 0.9	
32 滋養強壮薬	0.03	0.02	0.02	0.02	0.02	0.03	0.03	▲ 1.2	▲ 1.7	0.9	1.6	1.0	2.3	
325 蛋白アミノ酸製剤	0.01	0.00	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	▲ 3.1	3.8	3.7	1.1	1.2	2.9	
33 血液・体液用薬	0.13	0.14	0.14	0.14	0.14	0.14	0.14	3.5	0.5	1.7	▲ 0.1	▲ 0.5	1.2	
39 その他の代謝性医薬品	0.22	0.21	0.22	0.23	0.23	0.23	0.22	▲ 3.2	1.5	3.6	2.2	▲ 0.6	▲ 4.8	
396 糖尿病用剤	0.09	0.10	0.10	0.11	0.11	0.12	0.12	3.4	4.9	7.1	5.5	1.5	0.8	
399 他に分類されない代謝性医薬品	0.05	0.05	0.06	0.06	0.05	0.05	0.05	2.9	0.9	0.9	▲ 1.8	▲ 1.4	▲ 1.1	
42 腫瘍用薬	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	▲ 3.1	▲ 2.0	1.2	1.3	1.4	0.9	
422 代謝拮抗剤	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	▲ 12.2	▲ 6.1	▲ 2.2	▲ 4.5	▲ 4.1	▲ 3.9	
429 その他の腫瘍用薬	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	2.6	0.4	3.1	4.6	4.4	3.2	
44 アレルギー用薬	0.21	0.21	0.21	0.20	0.20	0.20	0.20	▲ 0.7	▲ 0.3	▲ 3.5	1.1	▲ 1.1	▲ 0.1	
52 漢方製剤	0.06	0.07	0.07	0.07	0.08	0.08	0.08	3.6	7.4	3.5	3.6	3.1	3.0	
61 抗生物質製剤	0.13	0.13	0.12	0.12	0.11	0.11	0.11	▲ 2.2	▲ 4.0	▲ 4.0	▲ 2.0	▲ 0.8	▲ 4.3	
613 グラム陽性・陰性菌に作用するもの	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.06	▲ 4.3	▲ 2.9	▲ 2.0	▲ 0.8	▲ 1.2	▲ 5.7	
614 グラム陽性菌、マイコプラズマに作用するもの	0.05	0.05	0.05	0.04	0.04	0.04	0.04	▲ 0.1	▲ 6.3	▲ 7.3	▲ 4.3	0.9	▲ 3.3	
62 化学療法剤	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	4.6	1.1	▲ 2.2	0.2	1.6	▲ 3.1	
624 合成抗菌剤	0.02	0.02	0.03	0.02	0.02	0.02	0.02	6.2	6.4	▲ 3.8	▲ 1.3	3.0	▲ 2.5	
625 抗ウイルス剤	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	7.1	▲ 11.8	0.1	8.2	3.3	▲ 7.0	

注)表示していない項目(薬効)があるので、内訳を足し上げても総数と一致しない。

8. 薬効分類別の状況(4)(内服薬1種類当たり投薬日数)

内服薬の1種類当たり投薬日数を薬効大分類別にみると、最も長いのは腫瘍用薬の40.6日であり、最も短いのは抗生物質製剤の6.5日である。伸び率は、その他の代謝性医薬品が+5.7%で最も高く、血液・体液用薬が▲0.5%で最も低い。

表8 内服薬薬効分類別1種類当たり投薬日数

	実数(日)							対前年度比(%)					
	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
内服薬 総数	19.9	20.5	21.1	21.8	22.3	22.8	23.1	3.0	3.1	3.5	2.3	1.9	1.5
11 中枢神経系用薬	19.1	19.6	20.3	20.8	21.4	21.7	21.9	2.3	3.4	2.7	2.6	1.8	0.8
112 催眠鎮静剤、抗不安剤	20.9	21.5	22.1	22.5	23.0	23.4	23.6	2.9	2.5	2.0	2.2	1.8	1.1
114 解熱鎮痛消炎剤	13.5	13.8	14.3	14.8	15.3	15.6	15.9	2.1	3.5	4.1	3.3	2.0	1.4
116 抗パーキンソン剤	24.4	24.9	25.4	25.7	26.5	27.2	27.5	1.8	1.9	1.4	3.1	2.4	1.1
117 精神神経用剤	21.7	22.3	22.9	23.3	23.8	24.2	24.1	2.7	2.4	1.9	2.0	1.7	▲ 0.4
119 その他中枢神経系用薬	22.2	21.0	23.0	23.8	24.5	24.7	25.0	▲ 5.4	9.9	3.4	2.9	1.1	1.0
21 循環器官用薬	27.9	28.6	29.4	30.1	30.8	31.4	31.8	2.5	3.0	2.4	2.2	2.2	1.2
212 不整脈用剤	28.6	29.1	30.1	30.8	31.5	32.2	32.6	1.8	3.2	2.4	2.2	2.1	1.2
214 血圧降下剤	28.6	29.4	30.3	31.1	31.7	32.5	32.9	2.8	3.1	2.6	2.2	2.2	1.2
217 血管拡張剤	28.1	28.7	29.5	30.2	30.9	31.5	31.9	2.3	2.7	2.4	2.1	2.1	1.1
218 高脂血症用剤	29.4	30.3	31.2	31.9	32.6	33.4	33.8	2.9	3.1	2.2	2.2	2.3	1.2
22 呼吸器官用薬	7.8	7.9	8.0	8.2	8.3	8.3	8.3	0.7	1.7	2.1	1.3	0.9	▲ 0.1
23 消化器官用薬	20.0	20.7	21.1	21.9	22.5	22.9	23.2	3.5	1.5	4.0	2.6	1.8	1.3
232 消化性潰瘍用剤	21.7	22.3	22.9	23.6	24.2	24.6	25.0	2.8	2.6	3.2	2.5	1.6	1.7
239 その他の消化器官用薬	18.6	19.5	19.2	20.3	21.0	21.5	21.5	4.6	▲ 1.3	5.6	3.5	2.1	0.3
25 泌尿生殖器官および肛門用薬	28.7	29.4	30.1	31.1	31.7	32.5	33.0	2.6	2.3	3.3	1.8	2.6	1.5
31 ビタミン剤	23.6	24.0	24.9	25.7	26.4	27.0	27.4	1.8	3.8	3.0	2.6	2.5	1.6
32 滋養強壮薬	23.5	23.9	24.4	24.8	25.4	25.9	26.1	2.1	1.7	1.9	2.5	2.1	0.6
325 蛋白アミノ酸製剤	19.5	19.9	20.0	20.2	20.5	20.7	20.4	2.1	0.9	0.9	1.4	0.7	▲ 1.2
33 血液・体液用薬	25.1	25.2	25.8	26.4	26.7	27.0	26.9	0.5	2.5	2.2	1.2	1.0	▲ 0.5
39 その他の代謝性医薬品	21.9	23.8	24.8	25.7	26.3	27.3	28.9	8.7	4.4	3.6	2.3	4.0	5.7
396 糖尿病用剤	28.3	30.1	31.1	31.8	31.9	32.8	33.3	6.4	3.4	2.2	0.4	2.8	1.4
399 他に分類されない代謝性医薬品	14.7	14.7	14.6	14.7	14.9	15.3	15.5	▲ 0.3	▲ 0.8	0.5	1.9	2.5	1.5
42 腫瘍用薬	34.4	36.4	37.5	38.5	38.8	39.5	40.6	5.7	3.0	2.6	0.8	2.0	2.7
422 代謝拮抗剤	19.4	20.0	20.1	20.0	19.9	20.1	20.2	3.3	0.2	▲ 0.3	▲ 0.2	0.7	0.7
429 その他の腫瘍用薬	44.5	45.9	47.0	47.9	47.6	47.8	48.7	3.1	2.4	2.1	▲ 0.8	0.6	1.7
44 アレルギー用薬	14.0	14.4	15.1	15.6	16.2	16.7	17.1	2.8	4.9	3.2	3.7	2.9	2.3
52 漢方製剤	18.8	19.1	19.7	20.2	20.5	20.8	20.8	1.8	3.0	2.7	1.5	1.1	0.3
61 抗生物質製剤	5.8	5.9	6.1	6.2	6.3	6.4	6.5	1.7	2.5	2.9	1.6	1.1	0.6
613 グラム陽性・陰性菌に作用するもの	4.5	4.5	4.6	4.6	4.7	4.8	4.8	1.3	1.2	1.4	1.0	1.9	0.1
614 グラム陽性菌、マイコプラズマに作用するもの	7.1	7.2	7.5	7.8	8.0	8.0	8.0	0.8	4.0	4.7	2.6	0.2	▲ 0.0
62 化学療法剤	9.5	9.4	9.5	9.9	10.1	10.2	10.3	▲ 1.2	1.0	3.9	2.0	1.0	1.2
624 合成抗菌剤	5.2	5.2	5.2	5.3	5.3	5.4	5.4	0.2	▲ 0.4	1.4	0.8	0.6	▲ 0.1
625 抗ウイルス剤	9.0	9.1	10.1	10.6	11.0	12.0	12.1	0.3	11.5	5.2	4.0	8.5	1.2

注)表示していない項目(薬効)がある。

9. 薬効分類別の状況(5)(内服薬1種類1日当たり薬剤料)

内服薬の1種類1日当たり薬剤料を薬効大分類別にみると、最も高いのは腫瘍用薬の1,481円であり、最も低いのは呼吸器官用薬の25円であった。

伸び率は、腫瘍用薬が▲1.3%で最も高く、化学療法剤が▲31.2%で最も低い。

表9 内服薬薬効分類別1種類1日当たり薬剤料

	実数(円)							対前年度比(%)					
	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
内服薬 総数	86	89	85	87	86	93	85	3.9	▲ 4.7	3.2	▲ 1.9	8.6	▲ 9.1
11 中枢神経系用薬	79	88	88	92	94	97	93	10.8	▲ 0.4	5.3	1.6	4.0	▲ 4.3
112 催眠鎮静剤、抗不安剤	30	30	28	28	25	25	23	0.7	▲ 6.2	▲ 1.5	▲ 10.0	▲ 0.5	▲ 8.5
114 解熱鎮痛消炎剤	64	68	67	71	72	73	73	6.3	▲ 2.0	5.1	2.2	1.8	▲ 0.8
116 抗パーキンソン剤	151	159	161	169	178	187	189	5.3	0.9	4.9	5.4	5.5	1.1
117 精神神経用剤	90	97	99	103	105	109	107	8.5	1.2	4.1	2.0	3.9	▲ 2.1
119 その他中枢神経系用薬	449	415	325	311	283	273	233	▲ 7.5	▲ 21.8	▲ 4.1	▲ 9.1	▲ 3.5	▲ 14.7
21 循環器官用薬	82	83	76	77	71	71	63	2.0	▲ 8.4	0.9	▲ 7.5	▲ 0.9	▲ 11.2
212 不整脈用剤	98	96	83	79	69	64	53	▲ 2.6	▲ 13.1	▲ 5.0	▲ 12.8	▲ 6.7	▲ 17.1
214 血圧降下剤	107	109	100	101	93	90	78	1.6	▲ 7.8	0.9	▲ 7.7	▲ 3.6	▲ 12.9
217 血管拡張剤	52	51	44	43	36	35	29	▲ 1.8	▲ 13.9	▲ 2.7	▲ 14.4	▲ 3.6	▲ 17.7
218 高脂血症用剤	95	95	84	83	76	76	68	▲ 0.1	▲ 11.7	▲ 0.4	▲ 9.3	0.4	▲ 10.4
22 呼吸器官用薬	33	33	30	30	27	27	25	0.4	▲ 8.7	▲ 1.0	▲ 8.4	▲ 1.2	▲ 8.8
23 消化器官用薬	50	52	47	49	46	47	44	2.6	▲ 8.6	3.7	▲ 5.6	2.5	▲ 6.0
232 消化性潰瘍用剤	66	68	61	63	58	59	55	2.3	▲ 10.7	3.8	▲ 8.1	2.8	▲ 7.8
239 その他の消化器官用薬	87	92	89	90	88	87	81	5.2	▲ 3.3	1.4	▲ 2.7	▲ 0.4	▲ 6.8
25 泌尿生殖器官および肛門用薬	140	141	133	134	132	131	123	0.5	▲ 5.7	0.6	▲ 1.5	▲ 0.5	▲ 6.0
31 ビタミン剤	40	40	40	42	42	43	42	▲ 0.5	0.0	5.1	0.4	2.6	▲ 2.1
32 滋養強壮薬	112	110	105	105	98	96	90	▲ 1.5	▲ 4.7	▲ 0.2	▲ 6.0	▲ 2.8	▲ 5.6
325 蛋白アミノ酸製剤	580	581	529	518	487	475	451	0.2	▲ 8.8	▲ 2.2	▲ 6.0	▲ 2.4	▲ 5.1
33 血液・体液用薬	91	97	97	104	109	113	102	6.6	▲ 0.7	7.8	4.4	4.1	▲ 9.9
39 その他の代謝性医薬品	110	118	117	123	120	124	122	7.1	▲ 0.8	5.1	▲ 2.2	3.4	▲ 2.0
396 糖尿病用剤	80	90	91	99	96	101	99	13.0	1.5	8.2	▲ 2.5	4.5	▲ 2.1
399 他に分類されない代謝性医薬品	313	331	336	358	362	377	370	5.6	1.5	6.7	1.0	4.2	▲ 1.9
42 腫瘍用薬	1,258	1,274	1,259	1,295	1,370	1,501	1,481	1.2	▲ 1.2	2.8	5.8	9.5	▲ 1.3
422 代謝拮抗剤	1,688	1,741	1,753	1,779	1,656	1,660	1,569	3.2	0.7	1.5	▲ 6.9	0.2	▲ 5.5
429 その他の腫瘍用薬	1,136	1,156	1,143	1,187	1,305	1,459	1,451	1.8	▲ 1.1	3.9	9.9	11.8	▲ 0.6
44 アレルギー用薬	120	123	113	112	103	104	89	2.5	▲ 8.5	▲ 0.6	▲ 7.7	0.9	▲ 14.7
52 漢方製剤	90	89	86	85	84	84	81	▲ 1.1	▲ 4.1	▲ 0.7	▲ 0.8	▲ 0.5	▲ 3.3
61 抗生物質製剤	187	187	169	169	154	149	134	0.2	▲ 9.4	▲ 0.4	▲ 8.8	▲ 3.0	▲ 10.4
613 グラム陽性・陰性菌に作用するもの	198	199	182	179	166	162	145	0.4	▲ 8.2	▲ 2.0	▲ 7.2	▲ 2.6	▲ 10.4
614 グラム陽性菌、マイコプラズマに作用するもの	178	178	157	149	127	125	105	0.1	▲ 11.9	▲ 4.9	▲ 14.9	▲ 1.8	▲ 16.1
62 化学療法剤	511	510	482	489	584	1,451	998	▲ 0.2	▲ 5.6	1.5	19.4	148.5	▲ 31.2
624 合成抗菌剤	445	458	433	433	411	375	317	3.0	▲ 5.6	0.2	▲ 5.1	▲ 8.9	▲ 15.4
625 抗ウイルス剤	1,280	1,234	1,223	1,254	1,653	5,052	3,482	▲ 3.6	▲ 0.9	2.5	31.8	205.5	▲ 31.1

注)表示していない項目(薬効)がある。

10-1. 薬効分類別の状況(6)(内服薬 後発医薬品処方せん1枚当たり薬剤料)

後発医薬品の内服薬について、処方せん1枚当たり薬剤料を薬効大分類別にみると、循環器官用薬が258円と最も高く、次いで消化器官用薬が156円となっている。伸び率は、呼吸器官用薬が+10.5%で最も高く、ビタミン剤が▲9.7%で最も低い。

表10-1 内服薬 薬効分類別処方せん1枚当たり後発医薬品薬剤料

	実数(円)							対前年度比(%)					
	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
内服薬 総数	414	477	564	679	794	924	927	15.2	18.0	20.6	16.8	16.4	0.4
11 中枢神経系用薬	23	30	54	74	88	101	107	26.7	83.5	36.5	18.9	14.1	6.2
112 催眠鎮静剤、抗不安剤	5	6	9	13	15	17	17	11.1	54.9	38.5	21.0	10.8	2.7
114 解熱鎮痛消炎剤	6	7	8	9	12	13	14	12.0	15.5	14.3	25.9	8.5	11.2
116 抗パーキンソン剤	2	2	2	3	3	3	4	6.1	4.8	19.0	21.5	11.3	20.5
117 精神神経用剤	7	8	13	20	22	26	33	20.6	59.5	49.5	12.3	15.4	28.2
119 その他中枢神経系用薬	0	3	19	26	31	37	33	1292.9	441.5	42.3	19.3	17.7	▲ 11.6
21 循環器官用薬	105	120	147	177	219	265	258	14.1	22.1	20.6	23.9	20.9	▲ 2.6
212 不整脈用剤	5	7	8	9	11	13	14	22.7	14.5	19.2	18.8	16.0	6.4
214 血圧降下剤	13	15	20	27	53	81	84	12.3	33.7	37.4	95.7	53.0	3.8
217 血管拡張剤	50	56	60	70	73	79	72	13.9	7.1	15.2	4.2	9.1	▲ 8.5
218 高脂血症用剤	23	28	45	56	67	74	68	19.8	60.2	24.8	18.4	11.9	▲ 9.2
22 呼吸器官用薬	9	10	12	13	17	19	22	10.5	20.7	10.1	32.8	12.4	10.5
23 消化器官用薬	76	95	111	130	146	160	156	25.7	17.3	16.8	12.4	9.0	▲ 2.4
232 消化性潰瘍用剤	49	65	79	92	102	112	104	34.5	20.0	16.8	11.4	9.3	▲ 6.9
239 その他の消化器官用薬	2	2	3	6	8	11	13	18.7	50.2	106.8	45.7	28.4	25.0
25 泌尿生殖器官および肛門用薬	9	10	11	12	12	16	16	12.1	9.7	11.4	1.8	30.7	0.2
31 ビタミン剤	46	46	41	40	38	37	33	0.6	▲ 11.4	▲ 1.2	▲ 5.5	▲ 2.8	▲ 9.7
32 滋養強壮薬	2	3	3	3	3	4	4	11.4	6.5	9.5	16.2	13.0	9.3
325 蛋白アミノ酸製剤	1	1	1	2	2	2	2	12.7	0.2	9.7	4.7	11.4	0.5
33 血液・体液用薬	34	39	43	51	60	80	88	13.5	11.4	17.0	18.5	32.4	10.4
39 その他の代謝性医薬品	42	49	55	65	73	85	80	14.8	12.0	19.1	12.3	15.7	▲ 5.4
396 糖尿病用剤	20	23	26	28	28	33	26	19.9	11.0	8.3	▲ 1.7	18.3	▲ 21.4
399 他に分類されない代謝性医薬品	11	13	16	24	31	38	42	20.7	24.3	48.0	29.7	22.1	9.8
42 腫瘍用薬	15	18	20	27	28	33	31	23.0	10.2	33.9	3.8	19.5	▲ 5.3
422 代謝拮抗剤	0	0	0	0	1	1	1	▲ 26.6	▲ 24.4	7586.0	47.7	▲ 5.2	0.8
429 その他の腫瘍用薬	15	18	20	26	27	32	31	23.1	10.3	32.0	3.1	20.7	▲ 5.2
44 アレルギー用薬	24	27	34	50	61	69	75	13.7	24.7	48.6	21.3	12.4	10.0
52 漢方製剤	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
61 抗生物質製剤	11	13	15	17	23	26	26	14.5	20.0	15.6	30.4	13.5	0.9
613 グラム陽性・陰性菌に作用するもの	3	4	5	6	9	10	11	16.2	38.7	18.6	41.3	14.7	2.5
614 グラム陽性菌、マイコプラズマに作用するもの	7	8	9	10	13	14	14	13.4	12.6	14.4	25.8	13.0	▲ 2.9
62 化学療法剤	13	14	13	14	17	23	21	4.8	▲ 9.2	8.9	25.7	32.9	▲ 8.9
624 合成抗菌剤	4	4	4	3	4	10	9	11.2	▲ 15.2	▲ 5.1	26.4	130.3	▲ 11.7
625 抗ウイルス剤	2	2	1	2	5	6	6	▲ 7.3	▲ 24.4	60.7	149.6	13.1	▲ 2.9

注)表示していない項目(薬効)があるので、内訳を足し上げても総数と一致しない。

10-2. 薬効分類別の状況(7)(内服薬後発医薬品割合(薬剤料ベース))

内服薬の薬剤料ベースでみた後発医薬品割合を薬効大分類別にみると、呼吸器官用薬の39.7%が最も高く、次いでビタミン剤の29.7%となっている。対前年度差は、呼吸器官用薬が+6.6%で最も高く、ビタミン剤が▲2.7%で最も低い。

表10-2 内服薬後発医薬品割合(薬剤料ベース)

	実数(%)							対前年度差(%)					
	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
内服薬 総数	8.4	9.0	10.9	12.3	14.4	15.2	16.7	0.6	1.8	1.4	2.1	0.9	1.5
11 中枢神経系用薬	3.4	3.7	6.7	8.3	9.6	10.4	11.5	0.3	2.9	1.6	1.3	0.8	1.1
112 催眠鎮静剤、抗不安剤	6.2	6.7	11.0	15.2	20.8	23.6	26.8	0.5	4.3	4.2	5.6	2.7	3.2
114 解熱鎮痛消炎剤	7.2	7.4	8.3	8.6	10.2	10.7	12.0	0.1	1.0	0.3	1.6	0.5	1.3
116 抗パーキンソン剤	2.9	2.9	3.0	3.4	3.9	4.1	5.0	▲ 0.0	0.1	0.3	0.5	0.2	0.8
117 精神神経用剤	2.8	3.0	4.7	6.6	7.3	8.1	10.8	0.2	1.7	1.9	0.7	0.8	2.7
119 その他中枢神経系用薬	0.2	1.6	8.2	10.0	11.4	12.5	11.8	1.4	6.6	1.9	1.4	1.1	▲ 0.7
21 循環器官用薬	7.5	8.2	10.6	12.2	16.3	19.7	21.4	0.7	2.4	1.6	4.0	3.4	1.7
212 不整脈用剤	7.1	8.7	10.9	12.9	16.9	20.4	25.2	1.5	2.3	2.0	4.0	3.4	4.8
214 血圧降下剤	2.0	2.1	3.0	3.9	8.4	13.3	15.9	0.1	0.9	0.9	4.4	5.0	2.5
217 血管拡張剤	21.0	24.9	30.9	36.1	44.0	49.9	55.2	3.9	6.0	5.1	8.0	5.9	5.3
218 高脂血症用剤	6.9	7.8	13.4	15.8	19.8	21.3	21.0	0.9	5.6	2.3	4.1	1.5	▲ 0.3
22 呼吸器官用薬	12.8	14.0	18.5	20.7	29.8	33.1	39.7	1.2	4.5	2.3	9.0	3.3	6.6
23 消化器官用薬	15.4	18.4	23.0	25.1	29.6	31.5	32.9	3.0	4.6	2.1	4.5	1.9	1.4
232 消化性潰瘍用剤	13.5	17.3	22.7	24.8	29.9	31.9	32.6	3.8	5.5	2.0	5.1	2.0	0.7
239 その他の消化器官用薬	2.4	2.6	3.9	7.7	11.4	14.8	20.0	0.2	1.3	3.8	3.7	3.3	5.2
25 泌尿生殖器官および肛門用薬	6.0	6.4	7.1	7.5	7.5	9.4	9.8	0.4	0.7	0.4	▲ 0.0	1.9	0.4
31 ビタミン剤	46.5	46.2	41.6	37.7	34.8	32.4	29.7	▲ 0.4	▲ 4.5	▲ 3.9	▲ 3.0	▲ 2.3	▲ 2.7
32 滋養強壮薬	3.5	3.9	4.4	4.7	5.5	6.2	7.0	0.4	0.5	0.3	0.9	0.7	0.8
325 蛋白アミノ酸製剤	2.3	2.6	2.7	2.9	3.2	3.5	3.7	0.3	0.1	0.2	0.3	0.4	0.2
33 血液・体液用薬	11.1	11.4	12.4	13.0	14.6	18.4	22.4	0.3	1.0	0.5	1.6	3.9	4.0
39 その他の代謝性医薬品	8.0	8.1	8.7	9.1	10.1	10.9	10.4	0.2	0.5	0.5	0.9	0.8	▲ 0.5
396 糖尿病用剤	9.3	9.0	9.1	8.3	7.9	8.6	6.7	▲ 0.3	0.1	▲ 0.8	▲ 0.4	0.7	▲ 1.8
399 他に分類されない代謝性医薬品	4.4	4.9	6.1	8.3	10.6	12.3	13.7	0.5	1.1	2.2	2.3	1.7	1.4
42 腫瘍用薬	5.8	6.9	7.6	9.5	9.1	9.6	8.9	1.1	0.7	1.9	▲ 0.4	0.5	▲ 0.7
422 代謝拮抗剤	0.0	0.0	0.0	0.8	1.3	1.2	1.4	▲ 0.0	▲ 0.0	0.7	0.5	▲ 0.0	0.1
429 その他の腫瘍用薬	8.2	9.4	10.2	12.3	11.1	11.4	10.3	1.2	0.8	2.1	▲ 1.2	0.3	▲ 1.0
44 アレルギー用薬	6.7	7.3	9.5	14.3	17.9	19.6	24.7	0.6	2.2	4.8	3.6	1.7	5.1
52 漢方製剤	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
61 抗生物質製剤	7.8	9.0	12.1	14.2	20.4	23.8	27.9	1.2	3.1	2.1	6.2	3.4	4.1
613 グラム陽性・陰性菌に作用するもの	5.1	6.1	9.4	11.5	17.5	20.5	24.8	1.0	3.3	2.1	6.0	3.0	4.3
614 グラム陽性菌、マイコプラズマに作用するもの	10.5	11.9	15.6	19.3	29.0	33.0	39.5	1.3	3.7	3.7	9.7	4.0	6.5
62 化学療法剤	7.3	7.5	7.0	7.4	7.6	4.0	5.4	0.1	▲ 0.4	0.4	0.2	▲ 3.7	1.4
624 合成抗菌剤	7.2	7.3	6.2	6.0	8.1	19.7	21.1	0.1	▲ 1.1	▲ 0.2	2.0	11.6	1.4
625 抗ウイルス剤	2.1	1.9	1.5	2.2	3.6	1.2	1.8	▲ 0.2	▲ 0.4	0.7	1.5	▲ 2.4	0.6

注)表示していない項目(薬効)がある。

11. 都道府県別の状況(1)(調剤医療費の内訳)

調剤医療費の内訳を都道府県別にみると、処方せん1枚当たり調剤医療費が最も高い京都府では、技術料の割合が21.6%、薬剤料の割合が78.1%となっていた。一方、最も低い佐賀県では技術料の割合が28.5%、薬剤料の割合が71.4%となっていた。

薬剤料全体の伸び率が▲6.7%(最高:沖縄県▲3.5%、最低:佐賀県▲11.5%)であるのに対し、後発医薬品の伸び率は+1.6%(最高:徳島県+5.3%、最低:山形県▲2.3%)であった。

表11-1 都道府県別 調剤医療費の報酬別内訳

平成28年度

	総 額 (単位:億円)								処方せん1枚当たり (単位:円)				
	調剤医療費								調剤医療費				
		技術料	構成割合 (%)	薬剤料	後発医薬品	構成割合 (%)	特定保険医療材料料	構成割合 (%)		技術料	薬剤料	後発医薬品	特定保険医療材料料
全 国	74,395	18,490	24.9	55,778	8,636	75.0	128	0.2	9,015	2,240	6,759	1,046	15
北海道	3,745	831	22.2	2,908	487	77.7	6	0.2	10,621	2,357	8,248	1,383	16
青 森	953	232	24.4	718	119	75.4	2	0.2	9,325	2,273	7,031	1,168	21
岩 手	829	196	23.7	632	119	76.2	1	0.2	9,755	2,308	7,431	1,401	16
宮 城	1,445	362	25.1	1,080	179	74.8	2	0.2	8,851	2,220	6,616	1,096	15
秋 田	820	186	22.6	633	103	77.1	2	0.2	10,351	2,343	7,985	1,306	22
山 形	703	179	25.4	523	92	74.4	2	0.2	8,995	2,286	6,688	1,174	21
福 島	1,221	291	23.8	929	148	76.0	2	0.1	9,745	2,322	7,410	1,179	12
茨 城	1,728	389	22.5	1,336	202	77.3	3	0.2	10,067	2,267	7,784	1,175	16
栃 木	1,010	253	25.0	755	121	74.8	1	0.1	8,690	2,175	6,502	1,042	13
群 馬	982	235	23.9	745	120	75.9	2	0.2	9,353	2,237	7,100	1,146	16
埼 玉	3,795	948	25.0	2,840	457	74.9	6	0.2	8,774	2,193	6,568	1,057	14
千 葉	3,411	816	23.9	2,589	402	75.9	6	0.2	9,172	2,195	6,959	1,081	17
東 京	8,672	2,148	24.8	6,509	902	75.1	14	0.2	8,706	2,157	6,535	905	14
神奈川	5,404	1,358	25.1	4,038	598	74.7	8	0.1	8,617	2,166	6,439	953	13
新 潟	1,367	350	25.6	1,014	178	74.2	2	0.2	8,858	2,270	6,571	1,152	16
富 山	538	125	23.2	412	66	76.6	1	0.2	10,021	2,328	7,672	1,236	21
石 川	636	143	22.5	492	74	77.3	1	0.2	10,739	2,414	8,304	1,254	20
福 井	353	79	22.4	273	44	77.3	1	0.3	10,521	2,355	8,130	1,311	35
山 梨	517	119	23.0	397	57	76.8	1	0.2	9,666	2,222	7,426	1,057	18
長 野	1,241	295	23.7	944	163	76.1	2	0.2	10,101	2,397	7,685	1,328	18
岐 阜	1,105	286	25.9	817	129	73.9	2	0.2	8,617	2,231	6,372	1,009	14
静 岡	2,091	539	25.8	1,549	252	74.1	4	0.2	8,653	2,230	6,408	1,042	15
愛 知	3,730	958	25.7	2,766	422	74.2	6	0.2	8,609	2,212	6,384	975	13
三 重	928	240	25.8	687	112	74.0	2	0.2	8,635	2,230	6,390	1,043	14
滋 賀	741	177	23.9	561	86	75.7	3	0.4	9,515	2,272	7,207	1,109	35
京 都	1,387	299	21.6	1,083	142	78.1	4	0.3	10,795	2,330	8,434	1,107	31
大 阪	5,114	1,260	24.6	3,845	543	75.2	9	0.2	9,308	2,293	6,999	989	17
兵 庫	3,320	842	25.4	2,473	362	74.5	5	0.1	8,860	2,247	6,600	967	13
奈 良	618	167	27.1	450	75	72.8	1	0.1	8,513	2,304	6,200	1,038	9
和歌山	509	121	23.7	387	53	76.1	1	0.2	9,686	2,294	7,369	1,016	24
鳥 取	356	86	24.1	269	41	75.7	1	0.2	9,753	2,354	7,382	1,120	17
島 根	452	120	26.4	331	58	73.3	1	0.2	9,141	2,418	6,704	1,176	20
岡 山	983	261	26.6	720	118	73.3	2	0.2	8,540	2,268	6,256	1,022	16
広 島	1,814	470	25.9	1,341	195	73.9	3	0.2	8,685	2,250	6,420	935	15
山 口	934	245	26.3	688	113	73.6	1	0.1	8,682	2,281	6,390	1,047	11
徳 島	411	99	24.2	311	39	75.6	1	0.2	9,472	2,288	7,165	901	19
香 川	632	152	24.1	477	68	75.6	2	0.3	9,465	2,280	7,152	1,022	32
愛 媛	739	177	24.0	560	83	75.8	1	0.2	9,310	2,236	7,057	1,050	17
高 知	495	112	22.6	383	56	77.3	1	0.1	10,477	2,368	8,097	1,176	12
福 岡	3,076	848	27.6	2,223	340	72.3	4	0.1	7,917	2,183	5,723	875	11
佐 賀	567	162	28.5	404	63	71.4	1	0.1	7,835	2,236	5,591	873	9
長 崎	916	240	26.2	674	111	73.6	2	0.2	8,735	2,289	6,431	1,060	16
熊 本	1,019	274	26.9	743	127	72.9	2	0.2	8,263	2,226	6,023	1,033	14
大 分	754	188	24.9	566	90	75.0	1	0.1	9,283	2,310	6,964	1,111	8
宮 崎	684	182	26.7	501	90	73.2	1	0.1	8,329	2,222	6,096	1,092	11
鹿児島	951	269	28.2	681	136	71.6	1	0.1	8,149	2,302	5,835	1,161	12
沖 縄	700	180	25.6	518	98	74.0	2	0.3	8,777	2,250	6,496	1,233	30

表11-2 都道府県別 調剤医療費の報酬別内訳 (対前年度比)

	総 額								処方せん1枚当たり				
	調剤医療費								調剤医療費				
		技術料	構成割合	薬剤料	後発医薬品	構成割合	特定保険 医療材料 料	構成割合		技術料	薬剤料	後発医薬品	特定保険 医療材料 料
全 国	▲ 4.9	1.1	1.5	▲ 6.7	1.6	▲ 1.5	0.9	0.0	▲ 5.6	0.4	▲ 7.4	0.8	0.1
北海道	▲ 5.4	▲ 0.3	1.1	▲ 6.7	0.2	▲ 1.1	2.7	0.0	▲ 5.0	0.1	▲ 6.3	0.6	3.1
青 森	▲ 4.8	0.2	1.2	▲ 6.3	▲ 1.3	▲ 1.2	▲ 2.0	0.0	▲ 4.9	0.0	▲ 6.4	▲ 1.5	▲ 2.1
岩 手	▲ 5.7	▲ 0.8	1.2	▲ 7.1	▲ 0.6	▲ 1.2	▲ 0.8	0.0	▲ 5.2	▲ 0.3	▲ 6.7	▲ 0.1	▲ 0.4
宮 城	▲ 5.5	▲ 0.7	1.2	▲ 7.1	0.3	▲ 1.3	3.7	0.0	▲ 5.3	▲ 0.3	▲ 6.8	0.6	4.0
秋 田	▲ 6.8	0.4	1.6	▲ 8.8	3.4	▲ 1.6	0.7	0.0	▲ 7.0	0.2	▲ 8.9	3.3	0.6
山 形	▲ 5.5	▲ 0.5	1.3	▲ 7.1	▲ 2.3	▲ 1.3	▲ 4.7	0.0	▲ 5.7	▲ 0.7	▲ 7.3	▲ 2.4	▲ 4.9
福 島	▲ 6.1	▲ 0.5	1.3	▲ 7.7	2.4	▲ 1.3	▲ 5.8	0.0	▲ 5.4	0.2	▲ 7.1	3.2	▲ 5.1
茨 城	▲ 5.0	0.4	1.2	▲ 6.6	3.0	▲ 1.2	5.7	0.0	▲ 5.6	▲ 0.2	▲ 7.1	2.4	5.1
栃 木	▲ 5.0	0.4	1.4	▲ 6.8	3.1	▲ 1.4	7.7	0.0	▲ 6.4	▲ 1.0	▲ 8.1	1.6	6.2
群 馬	▲ 5.3	0.4	1.4	▲ 6.9	1.3	▲ 1.4	▲ 7.5	▲ 0.0	▲ 6.1	▲ 0.4	▲ 7.7	0.4	▲ 8.3
埼 玉	▲ 3.2	2.0	1.3	▲ 4.8	2.4	▲ 1.3	0.3	0.0	▲ 4.8	0.3	▲ 6.4	0.6	▲ 1.4
千 葉	▲ 3.5	1.4	1.2	▲ 5.0	1.9	▲ 1.2	3.7	0.0	▲ 5.1	▲ 0.3	▲ 6.5	0.2	2.0
東 京	▲ 3.9	1.2	1.3	▲ 5.5	0.7	▲ 1.3	1.2	0.0	▲ 4.5	0.6	▲ 6.1	0.1	0.6
神奈川	▲ 4.6	1.1	1.4	▲ 6.4	1.5	▲ 1.4	▲ 0.4	0.0	▲ 5.3	0.3	▲ 7.1	0.7	▲ 1.2
新 潟	▲ 6.0	▲ 0.8	1.4	▲ 7.8	0.9	▲ 1.4	4.5	0.0	▲ 5.9	▲ 0.6	▲ 7.6	1.1	4.7
富 山	▲ 5.4	0.7	1.4	▲ 7.2	▲ 0.0	▲ 1.4	2.8	0.0	▲ 6.5	▲ 0.5	▲ 8.2	▲ 1.2	1.6
石 川	▲ 5.2	2.0	1.6	▲ 7.1	▲ 0.1	▲ 1.6	1.5	0.0	▲ 7.7	▲ 0.6	▲ 9.6	▲ 2.8	▲ 1.2
福 井	▲ 4.8	2.5	1.6	▲ 6.7	0.1	▲ 1.6	6.4	0.0	▲ 7.5	▲ 0.5	▲ 9.4	▲ 2.7	3.3
山 梨	▲ 5.5	0.6	1.4	▲ 7.2	3.2	▲ 1.4	▲ 14.0	▲ 0.0	▲ 6.3	▲ 0.3	▲ 7.9	2.3	▲ 14.8
長 野	▲ 5.8	1.3	1.7	▲ 7.8	▲ 1.9	▲ 1.7	0.9	0.0	▲ 6.7	0.3	▲ 8.7	▲ 2.9	▲ 0.1
岐 阜	▲ 6.0	▲ 0.8	1.4	▲ 7.8	0.1	▲ 1.4	3.9	0.0	▲ 6.0	▲ 0.7	▲ 7.7	0.1	4.0
静 岡	▲ 4.7	1.1	1.5	▲ 6.5	2.3	▲ 1.5	3.5	0.0	▲ 5.4	0.4	▲ 7.2	1.5	2.8
愛 知	▲ 3.3	2.2	1.4	▲ 5.1	3.6	▲ 1.4	4.7	0.0	▲ 5.0	0.4	▲ 6.7	1.8	2.9
三 重	▲ 5.3	1.4	1.7	▲ 7.5	3.6	▲ 1.7	2.2	0.0	▲ 6.3	0.4	▲ 8.4	2.6	1.2
滋 賀	▲ 4.7	2.3	1.6	▲ 6.7	3.9	▲ 1.7	10.0	0.0	▲ 6.0	0.8	▲ 8.0	2.4	8.4
京 都	▲ 5.7	1.8	1.6	▲ 7.6	2.3	▲ 1.6	1.1	0.0	▲ 7.7	▲ 0.3	▲ 9.5	0.2	▲ 1.0
大 阪	▲ 4.2	2.5	1.6	▲ 6.2	2.2	▲ 1.6	▲ 6.8	▲ 0.0	▲ 5.1	1.5	▲ 7.1	1.2	▲ 7.8
兵 庫	▲ 4.2	0.9	1.3	▲ 5.9	1.2	▲ 1.3	▲ 0.9	0.0	▲ 4.5	0.6	▲ 6.1	0.9	▲ 1.1
奈 良	▲ 5.1	1.9	1.9	▲ 7.5	▲ 1.7	▲ 1.9	▲ 5.8	▲ 0.0	▲ 5.7	1.3	▲ 8.0	▲ 2.4	▲ 6.4
和歌山	▲ 7.9	3.9	2.7	▲ 11.1	5.2	▲ 2.7	6.2	0.0	▲ 9.9	1.6	▲ 13.0	2.8	3.8
鳥 取	▲ 6.1	0.6	1.6	▲ 8.0	3.9	▲ 1.6	▲ 10.6	▲ 0.0	▲ 6.2	0.5	▲ 8.1	3.8	▲ 10.7
島 根	▲ 5.6	1.6	1.9	▲ 7.9	0.2	▲ 1.9	▲ 4.7	0.0	▲ 6.8	0.3	▲ 9.1	▲ 1.1	▲ 5.9
岡 山	▲ 6.2	1.3	2.0	▲ 8.7	1.8	▲ 2.0	1.8	0.0	▲ 6.8	0.7	▲ 9.3	1.1	1.1
広 島	▲ 7.8	▲ 0.7	1.9	▲ 10.1	1.7	▲ 1.9	▲ 2.0	0.0	▲ 6.7	0.6	▲ 9.0	3.0	▲ 0.7
山 口	▲ 6.2	1.0	1.9	▲ 8.5	2.2	▲ 1.9	▲ 3.8	0.0	▲ 6.5	0.6	▲ 8.8	1.9	▲ 4.1
徳 島	▲ 5.2	2.2	1.7	▲ 7.3	5.3	▲ 1.8	3.1	0.0	▲ 6.4	0.9	▲ 8.5	4.0	1.8
香 川	▲ 6.9	1.6	2.0	▲ 9.4	4.4	▲ 2.1	16.9	0.1	▲ 7.6	0.8	▲ 10.1	3.5	15.9
愛 媛	▲ 5.7	1.9	1.8	▲ 7.8	4.4	▲ 1.8	▲ 0.4	0.0	▲ 6.8	0.7	▲ 9.0	3.1	▲ 1.6
高 知	▲ 4.5	2.6	1.6	▲ 6.4	3.0	▲ 1.6	1.2	0.0	▲ 6.6	0.3	▲ 8.5	0.7	▲ 1.1
福 岡	▲ 4.7	1.6	1.7	▲ 6.8	2.3	▲ 1.7	▲ 2.6	0.0	▲ 5.8	0.4	▲ 7.9	1.1	▲ 3.7
佐 賀	▲ 7.9	2.7	2.9	▲ 11.5	3.7	▲ 2.9	▲ 7.1	0.0	▲ 8.5	2.0	▲ 12.1	3.0	▲ 7.7
長 崎	▲ 5.4	0.8	1.6	▲ 7.5	1.1	▲ 1.6	4.0	0.0	▲ 5.1	1.2	▲ 7.1	1.5	4.4
熊 本	▲ 5.8	1.3	1.9	▲ 8.2	1.9	▲ 1.9	▲ 5.5	0.0	▲ 6.1	1.0	▲ 8.5	1.6	▲ 5.7
大 分	▲ 7.2	1.1	2.1	▲ 9.7	2.6	▲ 2.1	▲ 2.4	0.0	▲ 7.5	0.8	▲ 10.0	2.3	▲ 2.7
宮 崎	▲ 6.8	0.9	2.0	▲ 9.3	1.7	▲ 2.0	3.9	0.0	▲ 7.4	0.2	▲ 9.9	1.0	3.1
鹿児島	▲ 5.6	1.3	1.9	▲ 8.2	▲ 0.1	▲ 2.0	29.6	0.0	▲ 5.6	1.3	▲ 8.1	▲ 0.1	29.6
沖 縄	▲ 1.8	3.4	1.3	▲ 3.5	1.7	▲ 1.3	7.7	0.0	▲ 4.6	0.4	▲ 6.3	▲ 1.3	4.6

注) 構成割合は対前年度差を示している。

12. 都道府県別の状況(2)(内服薬 処方せん1枚当たり薬剤料の3要素分解)

内服薬の処方せん1枚当たり薬剤料を都道府県別にみると、石川県が6,963円と最も高く、処方せん1枚当たり薬剤種類数、1種類当たり投薬日数、1種類1日当たり薬剤料の3要素に分解すると、3.08、25.8日、88円となっていた。一方、佐賀県が4,651円と最も低く、3要素に分解すると、2.89、18.8日、86円となっていた。

表12 都道府県別 内服薬 処方せん1枚当たり薬剤料の3要素分解

平成28年度

	実 額				対前年度比 (単位:%)			
	処方せん1枚当たり薬剤料 (円)				処方せん1枚当たり薬剤料			
		処方せん1枚当たり薬剤種類数	1種類当たり投薬日数(日)	1種類1日当たり薬剤料(円)		処方せん1枚当たり薬剤種類数	1種類当たり投薬日数	1種類1日当たり薬剤料
全 国	5,548	2.83	23.1	85	▲ 8.6	▲ 0.9	1.5	▲ 9.1
北海道	6,843	3.12	27.3	80	▲ 7.1	▲ 1.2	2.2	▲ 8.0
青 森	5,897	2.93	24.6	82	▲ 7.2	▲ 1.1	1.9	▲ 8.0
岩 手	6,239	2.89	27.6	78	▲ 7.5	▲ 0.8	1.7	▲ 8.3
宮 城	5,397	2.83	24.0	80	▲ 8.1	▲ 0.9	1.7	▲ 8.7
秋 田	6,673	3.07	27.5	79	▲ 9.7	▲ 1.2	1.0	▲ 9.4
山 形	5,581	2.78	24.7	81	▲ 8.0	▲ 0.2	0.9	▲ 8.6
福 島	6,218	3.01	25.2	82	▲ 7.9	▲ 0.9	1.7	▲ 8.7
茨 城	6,518	2.87	25.6	89	▲ 8.1	▲ 0.9	1.8	▲ 8.9
栃 木	5,435	2.84	22.8	84	▲ 9.2	▲ 1.2	1.2	▲ 9.2
群 馬	5,871	2.89	23.6	86	▲ 9.0	▲ 0.7	1.4	▲ 9.6
埼 玉	5,386	2.74	23.5	84	▲ 7.6	▲ 0.8	1.5	▲ 8.2
千 葉	5,717	2.70	24.7	86	▲ 7.6	▲ 0.8	1.7	▲ 8.4
東 京	5,298	2.71	22.3	88	▲ 7.2	▲ 1.2	1.5	▲ 7.5
神奈川	5,238	2.62	23.2	86	▲ 8.4	▲ 0.8	1.4	▲ 8.9
新 潟	5,403	2.67	26.0	78	▲ 8.5	▲ 0.9	0.7	▲ 8.4
富 山	6,388	2.84	26.5	85	▲ 9.2	▲ 0.5	0.8	▲ 9.5
石 川	6,963	3.08	25.8	88	▲10.6	▲ 1.0	▲ 1.3	▲ 8.5
福 井	6,860	3.04	25.9	87	▲10.0	▲ 0.8	▲ 0.1	▲ 9.3
山 梨	6,204	2.76	26.0	86	▲ 8.9	▲ 1.5	1.5	▲ 8.9
長 野	6,362	2.86	27.0	82	▲ 9.9	▲ 1.2	0.8	▲ 9.5
岐 阜	5,204	2.91	21.7	82	▲ 9.0	▲ 1.2	2.0	▲ 9.6
静 岡	5,211	2.71	23.5	82	▲ 8.4	▲ 0.9	1.8	▲ 9.2
愛 知	5,183	2.80	21.3	87	▲ 7.8	▲ 0.8	1.3	▲ 8.3
三 重	5,292	2.81	22.6	83	▲ 9.7	▲ 0.8	1.5	▲10.4
滋 賀	5,883	2.76	24.6	87	▲ 9.3	▲ 0.9	1.4	▲ 9.7
京 都	6,940	2.94	25.0	94	▲11.0	▲ 1.5	1.2	▲10.7
大 阪	5,701	2.97	21.6	89	▲ 8.1	▲ 1.1	1.8	▲ 8.7
兵 庫	5,336	2.75	22.2	88	▲ 7.3	▲ 1.1	1.9	▲ 8.0
奈 良	5,057	2.74	23.6	78	▲ 8.9	▲ 1.4	2.0	▲ 9.4
和歌山	6,064	2.93	23.9	87	▲15.1	▲ 0.6	1.5	▲15.9
鳥 取	6,258	2.92	23.3	92	▲ 8.9	▲ 0.6	1.1	▲ 9.4
島 根	5,637	3.06	23.1	80	▲10.7	▲ 1.2	0.6	▲10.2
岡 山	5,213	2.95	21.7	82	▲10.9	▲ 0.9	2.1	▲12.0
広 島	5,277	2.92	20.7	88	▲10.4	▲ 0.6	2.4	▲12.0
山 口	5,279	2.79	22.0	86	▲10.2	▲ 0.7	0.8	▲10.3
徳 島	5,996	3.03	21.9	91	▲ 9.9	▲ 1.0	1.3	▲10.1
香 川	5,860	2.84	22.5	92	▲12.1	▲ 1.5	2.2	▲12.7
愛 媛	5,811	2.75	23.5	90	▲10.3	▲ 1.4	1.7	▲10.5
高 知	6,838	3.10	25.5	87	▲ 9.4	▲ 0.8	0.1	▲ 8.8
福 岡	4,698	2.91	19.4	83	▲ 9.4	▲ 0.7	1.2	▲ 9.9
佐 賀	4,651	2.89	18.8	86	▲13.9	▲ 0.7	1.3	▲14.4
長 崎	5,239	3.04	21.9	79	▲ 8.7	▲ 0.7	1.4	▲ 9.3
熊 本	4,967	3.09	20.4	79	▲ 9.9	▲ 0.6	1.3	▲10.6
大 分	5,825	3.14	22.0	84	▲11.5	▲ 0.7	1.0	▲11.7
宮 崎	4,906	2.88	21.8	78	▲11.9	▲ 0.5	1.1	▲12.4
鹿児島	4,780	2.95	21.4	76	▲ 9.2	▲ 0.1	1.2	▲10.2
沖 縄	5,234	2.77	24.3	78	▲ 6.8	▲ 0.3	1.7	▲ 8.0

13. 都道府県別の状況(3)(後発医薬品割合)

平成28年度末における後発医薬品割合を都道府県別にみると、数量ベース(新指標)が最も高かったのは沖縄県の79.9%であった。また、薬剤料ベースが最も高かったのは鹿児島県の20.3%であった。一方、数量ベース(新指標)、薬剤料ベースが最も低かったのは徳島県であり、それぞれ59.1%、13.2%であった。

対前年差をみると、数量ベース(新指標)が最も高かったのは秋田県の+7.2%、薬剤料ベースが最も高かったのは鳥取県の+2.5%であった。一方、数量ベース(新指標)が最も低かったのは奈良県の+3.8%、薬剤料ベースが最も低かったのは長崎県の+0.6%であった。

平成29年3月

表13 都道府県別 後発医薬品割合

(単位: %)

	後発医薬品割合			後発医薬品 調剤率	対前年差			
	数量ベース (新指標)	数量ベース (旧指標)	薬剤料ベース		数量ベース (新指標)	数量ベース (旧指標)	薬剤料ベース	後発医薬品 調剤率
全 国	68.6	45.4	16.1	67.4	5.5	2.9	1.3	2.5
北海道	70.0	46.9	17.2	70.9	5.5	3.1	1.3	2.3
青 森	70.4	47.4	17.1	70.9	5.0	2.8	1.1	1.8
岩 手	75.1	49.6	19.3	72.6	6.1	3.3	0.8	2.2
宮 城	71.2	46.4	17.1	70.4	6.3	3.4	1.2	3.2
秋 田	68.9	45.7	16.8	69.3	7.2	4.2	1.3	3.7
山 形	73.0	48.9	17.9	71.1	4.4	2.1	1.0	1.9
福 島	67.9	45.4	16.4	70.9	6.9	4.0	1.4	3.9
茨 城	68.1	45.1	15.7	66.7	6.2	3.3	1.8	3.2
栃 木	68.4	45.5	16.8	69.1	6.2	3.3	1.8	3.4
群 馬	72.2	48.1	16.9	69.6	5.8	3.4	1.9	3.0
埼 玉	69.8	46.5	16.7	68.0	5.7	3.1	1.3	2.8
千 葉	69.2	45.8	16.2	67.0	5.2	2.5	1.4	2.3
東 京	64.1	41.0	14.5	61.3	5.0	2.4	1.1	2.3
神奈川	67.1	43.9	15.5	63.3	5.1	2.6	1.3	2.6
新 潟	70.7	46.9	18.0	70.4	6.4	3.3	0.9	3.0
富 山	72.8	48.3	16.8	71.1	6.6	3.5	1.3	2.7
石 川	71.3	46.5	15.8	69.4	6.0	2.9	1.1	2.4
福 井	73.2	48.8	16.7	71.3	5.9	3.3	0.7	2.5
山 梨	61.6	40.0	14.8	59.9	6.3	3.5	1.6	3.1
長 野	72.6	48.3	17.6	69.6	5.0	2.5	1.1	2.3
岐 阜	67.3	44.4	16.5	68.6	5.3	2.7	1.1	2.1
静 岡	70.3	46.8	16.9	68.7	5.5	2.8	1.2	2.3
愛 知	69.0	45.1	15.9	69.0	5.6	2.8	1.2	2.2
三 重	70.2	47.1	17.1	69.2	6.0	3.4	1.5	2.5
滋 賀	69.3	46.6	16.2	68.4	6.5	3.7	1.7	2.7
京 都	65.9	43.4	14.0	64.7	5.9	2.9	2.0	2.7
大 阪	65.5	43.6	14.7	65.3	5.3	2.8	1.0	2.3
兵 庫	68.0	45.2	15.2	66.1	5.3	2.6	1.4	2.2
奈 良	67.8	46.2	17.2	65.9	3.8	1.8	0.8	1.5
和歌山	65.0	42.7	14.4	64.5	5.3	2.9	1.2	2.8
鳥 取	72.6	48.2	16.0	69.3	6.8	3.7	2.5	3.2
島 根	73.4	49.7	18.0	71.7	6.0	3.1	1.5	2.3
岡 山	70.9	47.3	17.0	69.9	5.5	2.9	1.6	2.8
広 島	66.3	43.4	15.2	67.0	5.1	2.6	1.4	2.4
山 口	71.3	47.9	17.0	71.2	5.4	2.9	1.5	2.3
徳 島	59.1	39.3	13.2	61.8	5.9	3.4	1.7	3.2
香 川	66.5	44.1	14.6	66.6	5.6	3.0	1.1	2.0
愛 媛	69.3	46.7	15.3	68.4	6.3	3.5	2.0	2.7
高 知	63.5	42.2	15.2	65.2	6.2	3.4	1.4	3.0
福 岡	69.3	45.9	15.6	69.3	5.5	2.7	0.9	1.9
佐 賀	70.7	47.2	16.4	70.9	6.1	3.7	2.5	2.7
長 崎	69.9	46.6	16.8	70.3	6.0	3.1	0.6	2.8
熊 本	71.4	48.7	17.7	73.9	5.9	3.3	1.7	2.5
大 分	68.8	46.6	16.6	70.5	6.6	3.7	1.9	3.0
宮 崎	73.9	50.1	18.5	73.8	5.9	3.0	1.7	2.2
鹿児島	76.5	52.9	20.3	75.8	4.5	2.2	1.4	1.3
沖 縄	79.9	56.2	19.2	78.7	4.7	2.5	0.7	1.9

14. 処方せん発行元医療機関別分析

調剤医療費を処方せん発行元医療機関別にみると、病院の3兆766億円に比べ、診療所が4兆3,389億円と高く、中でも内科が2兆3,109億円と最も高かった。また、処方せん1枚当たり調剤医療費は、診療所の6.880円に比べ、病院が16,469円と高く、中でも大学病院が27,582円と最も高かった。また、処方せん1枚当たり調剤医療費は、歯科診療所が+0.6%と増加した一方、その他は減少した。

平成28年度末の後発医薬品割合をみると、数量ベース(新指標)が最も高かったのは医科では産婦人科の72.8%であり、最も低かったのは大学病院の59.6%であった。対前年度同期差でみると、伸び幅が最も大きかったのは医科では公的病院の+6.0%であり、最も小さかったのは眼科の+3.8%であった。

表14-1 調剤医療費の内訳（総額）

平成28年度

		総数	医科																		歯科		
			病院								診療所										病院	診療所	
				大学病院	公的病院	法人病院	個人病院	200床未満	200床以上		内科	小児科	外科	整形外科	皮膚科	産婦人科	眼科	耳鼻咽喉科	その他				
実数	調剤医療費(億円)	74,395	74,155	30,766	4,982	12,694	12,907	184	9,543	21,223	43,389	23,109	1,817	1,795	3,066	2,261	352	1,858	2,634	6,498	159	67	9
	処方せん枚数(受付回数)(万枚)	82,527	81,745	18,682	1,806	6,528	10,165	182	8,122	10,559	63,063	26,887	4,471	2,361	5,583	5,058	641	4,681	6,153	7,228	675	193	48
対前年度比 (%)	調剤医療費(億円)	▲ 4.9	▲ 4.9	▲ 6.6	▲ 6.4	▲ 7.6	▲ 5.7	▲ 14.6	▲ 6.6	▲ 6.7	▲ 3.5	▲ 4.0	▲ 2.7	▲ 6.8	▲ 2.5	0.3	1.2	▲ 1.6	▲ 4.9	▲ 3.3	▲ 5.2	▲ 7.0	▲ 3.9
	処方せん枚数(受付回数)(万枚)	0.8	0.8	▲ 0.7	▲ 1.8	▲ 1.7	0.3	▲ 8.8	▲ 0.3	▲ 1.0	1.2	1.7	1.0	▲ 2.1	2.0	2.6	1.9	▲ 0.8	▲ 0.3	2.1	▲ 3.4	▲ 0.7	▲ 4.5

注)「調剤医療費」とは、調剤報酬明細書に記録された「点数」に10を乗じたものである。

表14-2 後発医薬品割合

平成29年3月
(単位:%)

		総数	医科																		歯科		
			病院								診療所												
				大学病院	公的病院	法人病院	個人病院	200床未満	200床以上	内科	小児科	外科	整形外科	皮膚科	産婦人科	眼科	耳鼻咽喉科	その他	病院	診療所			
実数	数量ベース(新指標)	68.6	68.6	69.0	59.6	70.2	70.1	69.1	69.2	68.9	68.4	69.3	65.8	69.5	65.2	66.3	72.8	70.6	72.2	65.3	74.8	79.4	70.4
	薬剤料ベース	16.1	16.0	13.3	8.2	12.5	16.3	17.0	17.2	11.7	18.4	18.6	15.0	19.9	18.0	19.0	13.6	15.8	24.1	15.9	27.0	20.8	37.0
対前年差	数量ベース(新指標)	5.5	5.5	5.9	5.7	6.0	5.9	5.6	6.1	5.8	5.3	5.4	5.3	5.6	5.3	4.8	5.8	3.8	5.2	5.0	6.1	5.9	6.1
	薬剤料ベース	1.3	1.3	1.4	1.0	1.4	1.4	0.5	1.1	1.4	1.1	1.1	1.9	1.0	0.4	0.3	0.7	▲ 0.5	3.4	0.7	1.2	1.1	1.4

注1)「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

注2) 新指標は、〔後発医薬品の数量〕/〔〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕+〔後発医薬品の数量〕〕で算出している。

表14-3 処方せん1枚当たり調剤医療費の内訳と構成割合

平成28年度

		総数	医科																		歯科		
			病院	診療所								病院	診療所										
				大学 病院	公の 病院	法人 病院	個人 病院	200床未 満	200床 以上		内科			小児科	外科	整形外 科	皮膚科	産婦人 科	眼科	耳鼻 咽喉科	その他		
実数（円）	調剤医療費	9,015	9,071	16,469	27,582	19,445	12,697	10,089	11,750	20,098	6,880	8,595	4,064	7,603	5,491	4,470	5,484	3,970	4,280	8,990	2,352	3,460	1,908
	技術料	2,240	2,247	2,516	2,469	2,514	2,529	2,414	2,518	2,516	2,168	2,445	1,958	2,329	1,834	1,842	1,894	1,299	1,909	2,502	1,412	1,476	1,386
	構成割合（％）	24.9	24.8	15.3	8.9	12.9	19.9	23.9	21.4	12.5	31.5	28.5	48.2	30.6	33.4	41.2	34.5	32.7	44.6	27.8	60.0	42.7	72.7
	調剤技術料	1,797	1,805	2,068	2,002	2,062	2,086	1,974	2,082	2,058	1,727	2,018	1,472	1,902	1,399	1,381	1,448	858	1,445	2,062	949	1,019	921
	調剤基本料	612	612	581	523	586	588	572	593	571	622	629	620	621	616	590	642	610	628	624	627	576	647
	調剤料	1,020	1,026	1,261	1,308	1,251	1,261	1,212	1,259	1,264	956	1,226	570	1,143	751	550	741	242	708	1,262	316	430	271
	加算料	165	167	226	171	225	237	190	230	223	149	164	282	138	33	240	64	6	109	177	5	13	2
	薬学管理料	443	443	448	466	451	443	440	436	458	441	427	486	427	435	461	446	441	464	440	463	457	466
	薬剤料	6,759	6,809	13,906	25,011	16,866	10,143	7,665	9,210	17,517	4,706	6,136	2,105	5,270	3,655	2,628	3,590	2,671	2,371	6,485	938	1,980	521
	構成割合（％）	75.0	75.1	84.4	90.7	86.7	79.9	76.0	78.4	87.2	68.4	71.4	51.8	69.3	66.6	58.8	65.5	67.3	55.4	72.1	39.9	57.2	27.3
	内服薬	5,554	5,596	11,741	20,165	14,288	8,703	6,499	7,856	14,730	3,775	5,301	1,451	4,548	2,685	1,214	3,171	209	1,855	5,913	784	1,658	434
	屯服薬他	46	46	71	101	78	63	40	50	87	38	48	16	41	14	3	29	2	11	108	37	52	31
	注射薬	311	313	988	3,142	1,220	468	292	396	1,443	113	162	90	78	325	5	38	3	2	44	12	43	0
	外用薬	848	854	1,105	1,603	1,281	909	834	908	1,257	779	625	548	602	631	1,406	351	2,458	504	419	105	227	56
	（再掲）後発医薬品	1,046	1,053	1,781	1,970	2,033	1,595	1,272	1,537	1,969	838	1,104	318	1,024	659	496	474	439	572	1,001	245	395	185
	特定保険医療材料料	15	16	47	103	65	25	10	22	65	6	13	1	4	2	0	1	0	0	3	1	4	0
	構成割合（％）	0.2	0.2	0.3	0.4	0.3	0.2	0.1	0.2	0.3	0.1	0.2	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0
対前年度比（％）	調剤医療費	▲ 5.6	▲ 5.6	▲ 6.0	▲ 4.6	▲ 6.0	▲ 6.0	▲ 6.3	▲ 6.3	▲ 5.7	▲ 4.7	▲ 5.6	▲ 3.7	▲ 4.8	▲ 4.4	▲ 2.3	▲ 0.6	▲ 0.8	▲ 4.6	▲ 5.2	▲ 1.8	▲ 6.3	0.6
	技術料	0.4	0.3	▲ 0.1	▲ 0.1	▲ 0.8	0.3	▲ 0.2	0.2	▲ 0.4	0.6	0.4	0.5	0.6	0.4	1.0	1.1	0.7	1.4	▲ 0.1	3.6	1.2	4.5
	構成割合（％）	1.5	1.5	0.9	0.4	0.7	1.2	1.5	1.4	0.7	1.7	1.7	2.0	1.6	1.6	1.3	0.6	0.5	2.6	1.4	3.1	3.1	2.7
	調剤技術料	▲ 2.6	▲ 2.6	▲ 3.1	▲ 3.4	▲ 3.6	▲ 2.7	▲ 3.3	▲ 2.6	▲ 3.5	▲ 2.4	▲ 1.9	▲ 3.5	▲ 1.9	▲ 3.0	▲ 4.1	▲ 3.0	▲ 5.0	▲ 2.9	▲ 2.5	▲ 3.9	▲ 5.3	▲ 3.4
	調剤基本料	▲ 6.0	▲ 6.0	▲ 6.3	▲ 7.3	▲ 6.8	▲ 5.8	▲ 6.9	▲ 5.3	▲ 7.1	▲ 5.9	▲ 4.6	▲ 8.0	▲ 5.2	▲ 6.3	▲ 8.4	▲ 5.7	▲ 6.6	▲ 7.4	▲ 6.1	▲ 5.5	▲ 7.3	▲ 4.8
	調剤料	▲ 0.9	▲ 0.9	▲ 1.6	▲ 1.6	▲ 1.8	▲ 1.4	▲ 1.7	▲ 1.5	▲ 1.7	▲ 0.5	▲ 0.8	0.4	▲ 0.6	▲ 0.3	▲ 0.5	▲ 0.8	▲ 1.0	1.4	▲ 1.1	▲ 0.4	▲ 2.2	0.1
	加算料	▲ 0.5	▲ 0.5	▲ 2.7	▲ 4.1	▲ 4.9	▲ 1.3	▲ 1.4	▲ 1.1	▲ 4.0	0.7	1.5	▲ 0.7	3.0	1.4	▲ 0.6	0.9	▲ 0.0	▲ 2.2	0.3	▲ 7.8	▲ 13.1	0.7
	薬学管理料	14.8	14.7	16.2	17.0	14.5	17.2	16.2	15.8	16.5	14.3	12.9	15.1	13.2	13.3	19.9	17.1	14.0	17.4	13.1	23.1	19.2	24.7
	薬剤料	▲ 7.4	▲ 7.4	▲ 7.0	▲ 5.1	▲ 6.7	▲ 7.5	▲ 8.1	▲ 8.0	▲ 6.4	▲ 7.0	▲ 7.8	▲ 7.3	▲ 6.9	▲ 6.7	▲ 4.5	▲ 1.5	▲ 1.5	▲ 9.0	▲ 7.1	▲ 9.0	▲ 11.2	▲ 8.4
	構成割合（％）	▲ 1.5	▲ 1.5	▲ 0.9	▲ 0.4	▲ 0.7	▲ 1.3	▲ 1.5	▲ 1.4	▲ 0.7	▲ 1.7	▲ 1.7	▲ 2.0	▲ 1.6	▲ 1.6	▲ 1.3	▲ 0.6	▲ 0.5	▲ 2.6	▲ 1.4	▲ 3.1	▲ 3.2	▲ 2.7
	内服薬	▲ 8.6	▲ 8.6	▲ 8.1	▲ 7.2	▲ 7.9	▲ 8.1	▲ 8.8	▲ 8.5	▲ 7.8	▲ 8.2	▲ 8.8	▲ 9.7	▲ 7.3	▲ 5.5	▲ 9.9	▲ 1.3	▲ 10.4	▲ 11.3	▲ 7.5	▲ 10.0	▲ 12.1	▲ 9.5
	屯服薬他	▲ 5.1	▲ 5.1	▲ 5.3	▲ 3.3	▲ 5.3	▲ 5.6	▲ 6.2	▲ 5.4	▲ 5.1	▲ 4.7	▲ 5.2	▲ 0.8	▲ 4.3	▲ 5.9	▲ 5.1	▲ 6.6	▲ 17.9	▲ 1.2	▲ 5.0	▲ 3.8	▲ 3.8	▲ 4.5
	注射薬	3.4	3.3	5.2	8.9	6.8	0.8	▲ 5.2	▲ 1.4	6.9	2.1	2.8	1.0	0.3	▲ 0.5	14.3	▲ 5.8	2.0	19.3	▲ 0.5	▲ 14.3	▲ 17.0	46.4
	外用薬	▲ 3.0	▲ 3.1	▲ 4.6	▲ 2.1	▲ 4.2	▲ 5.4	▲ 3.6	▲ 6.0	▲ 3.7	▲ 2.2	▲ 1.4	▲ 1.7	▲ 5.0	▲ 14.2	0.7	▲ 2.2	▲ 0.6	0.3	▲ 1.5	▲ 2.5	▲ 4.8	▲ 2.1
	（再掲）後発医薬品	0.8	0.8	0.6	3.4	0.0	0.7	▲ 0.7	0.2	1.0	1.4	0.5	5.8	2.3	1.1	▲ 0.2	22.7	▲ 2.4	3.3	3.7	▲ 2.0	▲ 4.3	▲ 1.2
	特定保険医療材料料	0.1	0.1	1.7	▲ 2.5	2.9	4.8	0.5	2.2	1.8	▲ 0.6	▲ 0.4	▲ 1.4	▲ 5.2	5.5	7.7	▲ 15.1	▲ 1.3	3.3	▲ 9.7	10.6	7.4	25.8
	構成割合（％）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	▲ 0.0	0.0	0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	0.0	▲ 0.0	0.0	0.0	0.0

注1) 「調剤基本料」には、基準調剤加算、後発医薬品調剤体制加算、夜間・休日等加算、時間外等の加算（調剤基本料に係る部分）、及び在宅患者調剤加算を含めている。

注2) 「内服薬」とは、内用薬のうち、調剤報酬明細書に記録された剤形が「内服」もしくは「一包」である薬剤をいう。

注3) 「屯服薬他」とは、内用薬のうち、調剤報酬明細書に記録された剤形が「屯服」「内滴」「浸煎」「湯」である薬剤をいう。

注4) 処方せん発行元医療機関が特定出来なかったものは掲載していないため、内訳を足し上げても総数と一致しない。

注5) 構成割合は対前年度差を示している。

15. 制度別分析

調剤医療費を制度別にみると、調剤医療費の総額が最も大きかったのは後期高齢者の2兆5,781億円であった。また、処方せん1枚当たり調剤医療費が最も大きかったのは公費の12,123円であり、伸び率が最も大きかったのは健保組合の▲3.5%、最も小さかったのは後期高齢者の▲6.7%であった。

平成28年度末の後発医薬品割合をみると、数量ベース(新指標)が最も高かったのは公費の73.4%、最も低かったのは後期高齢者の66.4%であった。対前年度同期差でみると、伸び幅が最も大きかったのは後期高齢者の+5.9%、最も小さかったのは国保組合の+5.0%であった。

表15-1 調剤医療費の内訳（総額）

平成28年度

		総数	医療保険適用計									公費
				被用者保険計			国民健康保険計			後期高齢者		
				協会一般	共済組合	健保組合		市町村国保	国保組合			
実数	調剤医療費(億円)	74,395	70,868	24,152	12,595	2,659	8,847	20,936	19,868	1,067	25,781	3,527
	処方せん枚数(受付回数)(万枚)	82,527	79,617	34,486	17,195	4,040	13,191	21,790	20,465	1,326	23,341	2,909
(前年度比%)	調剤医療費	▲ 4.9	▲ 4.8	▲ 1.6	▲ 0.7	▲ 3.8	▲ 2.1	▲ 9.0	▲ 9.2	▲ 6.7	▲ 4.1	▲ 5.7
	処方せん枚数(受付回数)	0.8	0.8	2.4	3.6	0.3	1.4	▲ 3.6	▲ 3.8	▲ 1.6	2.7	0.5

注)「調剤医療費」とは、調剤報酬明細書に記録された「点数」に10を乗じたものである。

表15-2 後発医薬品割合

平成29年3月
(単位:%)

		総数	医療保険適用計									公費
				被用者保険計				国民健康保険計			後期高 齢者	
				協会一 般	共済組 合	健保組 合		市町村 国保	国保組 合			
実 数	数量ベース(新指標)	68.6	68.3	69.9	70.4	69.0	69.5	69.3	69.4	67.6	66.4	73.4
	薬剤料ベース	16.1	16.0	15.6	15.8	15.1	15.6	15.7	15.8	14.6	16.6	17.2
対 前 年 差	数量ベース(新指標)	5.5	5.5	5.3	5.4	5.3	5.1	5.3	5.3	5.0	5.9	5.5
	薬剤料ベース	1.3	1.3	1.3	1.4	1.2	1.2	1.5	1.5	1.3	1.1	1.4

注1)「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

注2) 新指標は、〔後発医薬品の数量〕/〔(後発医薬品のある先発医薬品の数量)+(後発医薬品の数量)〕で算出している。

表15-3 処方せん1枚当たり調剤医療費の内訳と構成割合

平成28年度

		総数	医療保険適用計									公費
			被用者保険計					国民健康保険計			後期高齢者	
			協会一般	共済組合	健保組合		市町村国保	国保組合				
実数（円）	調剤医療費	9,015	8,901	7,003	7,325	6,582	6,707	9,608	9,709	8,050	11,045	12,123
	技術料	2,240	2,224	2,013	2,040	1,981	1,987	2,220	2,230	2,052	2,541	2,688
	構成割合（％）	24.9	25.0	28.7	27.8	30.1	29.6	23.1	23.0	25.5	23.0	22.2
	調剤技術料	1,797	1,781	1,549	1,578	1,515	1,521	1,773	1,784	1,603	2,131	2,247
	調剤基本料	612	612	619	615	620	623	601	600	617	611	631
	調剤料	1,020	1,008	803	836	760	773	1,051	1,063	870	1,271	1,335
	加算料	165	161	127	127	135	125	121	121	116	248	281
	薬学管理料	443	443	464	462	466	466	446	446	449	409	441
	薬剤料	6,759	6,662	4,979	5,272	4,591	4,709	7,368	7,458	5,983	8,489	9,410
	構成割合（％）	75.0	74.8	71.1	72.0	69.8	70.2	76.7	76.8	74.3	76.9	77.6
	内服薬	5,554	5,469	3,869	4,157	3,465	3,610	6,184	6,274	4,793	7,167	7,885
	屯服薬他	46	43	50	50	53	49	46	46	50	31	110
	注射薬	311	309	335	352	339	311	345	345	358	235	367
	外用薬	848	841	725	712	735	740	793	793	782	1,056	1,048
	（再掲）後発医薬品	1,046	1,028	740	794	657	695	1,114	1,132	836	1,372	1,556
	特定保険医療材料料	15	15	12	13	10	10	20	20	15	15	25
	構成割合（％）	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1	0.2
対前年度比（％）	調剤医療費	▲ 5.6	▲ 5.5	▲ 3.9	▲ 4.2	▲ 4.1	▲ 3.5	▲ 5.6	▲ 5.6	▲ 5.3	▲ 6.7	▲ 6.2
	技術料	0.4	0.4	1.1	1.2	1.1	1.1	0.3	0.3	0.8	▲ 0.6	0.9
	構成割合（％）	1.5	1.5	1.4	1.5	1.6	1.3	1.4	1.3	1.5	1.4	1.6
	調剤技術料	▲ 2.6	▲ 2.7	▲ 3.1	▲ 3.0	▲ 3.3	▲ 3.2	▲ 2.7	▲ 2.6	▲ 3.1	▲ 2.4	▲ 1.4
	調剤基本料	▲ 6.0	▲ 6.0	▲ 6.7	▲ 6.6	▲ 6.7	▲ 6.8	▲ 6.2	▲ 6.2	▲ 6.2	▲ 4.9	▲ 4.5
	調剤料	▲ 0.9	▲ 0.9	▲ 0.4	▲ 0.3	▲ 0.9	▲ 0.3	▲ 0.8	▲ 0.8	▲ 1.1	▲ 1.3	▲ 0.4
	加算料	▲ 0.5	▲ 0.6	▲ 1.3	▲ 1.6	▲ 0.2	▲ 1.3	▲ 0.4	▲ 0.4	▲ 1.1	▲ 1.2	1.4
	薬学管理料	14.8	14.8	18.3	18.5	18.6	18.0	14.2	13.9	17.8	10.1	14.0
	薬剤料	▲ 7.4	▲ 7.4	▲ 5.8	▲ 6.1	▲ 6.2	▲ 5.3	▲ 7.3	▲ 7.3	▲ 7.2	▲ 8.4	▲ 8.0
	構成割合（％）	▲ 1.5	▲ 1.5	▲ 1.4	▲ 1.5	▲ 1.6	▲ 1.3	▲ 1.4	▲ 1.4	▲ 1.5	▲ 1.4	▲ 1.6
	内服薬	▲ 8.6	▲ 8.6	▲ 7.5	▲ 7.8	▲ 8.4	▲ 7.1	▲ 8.4	▲ 8.4	▲ 8.9	▲ 9.0	▲ 8.8
	屯服薬他	▲ 5.1	▲ 4.8	▲ 3.8	▲ 3.9	▲ 4.2	▲ 3.6	▲ 4.6	▲ 4.7	▲ 2.9	▲ 6.7	▲ 8.2
	注射薬	3.4	3.4	5.9	6.3	5.2	5.5	5.0	4.9	5.7	▲ 2.6	2.8
	外用薬	▲ 3.0	▲ 2.9	▲ 0.9	▲ 1.3	▲ 0.4	▲ 0.4	▲ 2.8	▲ 2.9	▲ 1.4	▲ 5.3	▲ 5.6
	（再掲）後発医薬品	0.8	0.8	1.5	1.6	0.9	1.3	0.7	0.8	0.0	0.6	1.1
	特定保険医療材料料	0.1	0.1	▲ 1.5	▲ 0.8	▲ 4.8	▲ 2.2	1.2	1.4	▲ 1.6	2.3	1.3
	構成割合（％）	0.0	0.0	0.0	0.0	▲ 0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

注1) 「調剤基本料」には、基準調剤加算、後発医薬品調剤体制加算、夜間・休日等加算、時間外等の加算（調剤基本料に係る部分）、及び在宅患者調剤加算を含めている

注2) 「内服薬」とは、内用薬のうち、調剤報酬明細書に記録された剤形が「内服」もしくは「一包」である薬剤をいう。

注3) 「屯服薬他」とは、内用薬のうち、調剤報酬明細書に記録された剤形が「屯服」「内滴」「浸煎」「湯」である薬剤をいう。

注4) 構成割合は対前年度差を示している。

16. 薬効分類別後発医薬品割合（新指標）

後発医薬品割合（新指標）の算出対象となる医薬品（後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品）の構成割合をみると、消化器官用薬が20.6%と最も大きく、次いで循環器官用薬が20.6%を占めていた。また、これらの薬効分類における平成28年度末時点の後発医薬品割合は、それぞれ80.3%、69.3%であった。

表16 薬効分類別後発医薬品割合（新指標）

（単位：％）

		平成28年度													構成割合 ①(%)	構成割合 ②(%)
		4月～ 3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
総数		66.8	64.8	65.2	65.6	65.8	66.2	66.5	66.9	67.5	67.9	68.4	68.5	68.6	100.0	100.0
11	中枢神経系用薬	58.2	55.8	56.4	56.7	56.6	57.1	57.5	58.6	59.2	59.8	60.7	60.4	60.0	14.7	13.8
	112 催眠鎮静剤、抗不安剤	53.2	50.8	51.5	52.0	52.4	52.9	53.1	53.5	53.7	53.9	54.4	54.6	55.2	4.3	3.0
	113 抗てんかん剤	42.8	40.1	41.1	41.4	42.1	42.7	43.1	43.5	43.7	44.1	43.5	43.8	43.8	1.2	1.4
	114 解熱鎮痛消炎剤	75.5	73.3	73.3	73.6	74.0	74.3	74.5	75.3	75.8	76.5	78.7	78.4	77.2	3.5	3.4
	116 抗パーキンソン剤	51.8	51.5	52.3	52.3	50.3	51.2	51.2	52.0	51.9	52.3	51.2	52.0	52.2	0.8	0.8
	117 精神神経用剤	52.0	49.7	50.3	51.0	50.6	51.3	51.8	52.3	52.6	52.9	53.3	53.6	54.1	4.1	3.7
	119 その他中枢神経系用薬	61.4	58.1	58.8	59.6	60.4	61.1	61.5	62.0	62.3	62.9	62.9	63.4	63.9	0.5	1.3
12	末梢神経系用薬	65.6	63.4	64.2	64.6	65.0	65.4	65.5	65.9	66.1	66.3	66.7	66.9	67.1	0.9	0.8
	124 鎮痙剤	67.2	65.1	65.8	66.3	66.6	67.1	67.1	67.6	67.7	68.0	68.3	68.5	68.7	0.8	0.6
13	感覚器官用薬	52.7	50.4	51.5	51.8	52.3	52.6	52.8	53.0	53.1	53.3	53.7	54.0	54.4	1.7	1.6
	131 眼科用剤	53.2	51.5	52.7	52.8	53.4	53.4	53.4	53.5	53.3	53.4	53.4	53.7	54.0	0.7	0.9
	133 鎮量剤	52.5	49.6	50.7	51.2	51.7	52.2	52.5	52.8	53.2	53.4	54.0	54.5	54.8	0.9	0.6
21	循環器官用薬	67.3	64.5	65.4	66.0	66.3	66.9	67.2	67.6	67.9	68.2	68.7	69.0	69.3	20.6	17.1
	212 不整脈用剤	58.1	54.8	55.7	56.4	57.0	57.5	57.9	58.6	58.8	59.3	59.8	60.1	60.6	1.5	1.0
	213 利尿剤	80.7	76.5	77.6	78.4	79.2	80.5	81.1	81.2	81.9	82.4	82.8	83.3	83.3	1.1	1.1
	214 血圧降下剤	62.8	59.1	60.3	61.3	61.5	62.3	63.0	63.1	63.6	64.1	64.7	65.1	65.6	5.2	5.3
	217 血管拡張剤	71.1	68.9	69.6	70.1	70.4	70.9	71.0	71.4	71.7	71.9	72.3	72.5	72.8	7.1	4.4
	218 高脂血症用剤	67.8	65.9	66.5	66.9	67.2	67.6	67.7	68.1	68.3	68.4	68.8	69.0	69.3	4.0	3.6
	219 その他の循環器官用薬	64.9	62.4	63.3	63.8	64.1	64.3	64.6	65.2	65.7	65.9	66.2	66.4	66.4	1.4	1.5
22	呼吸器官用薬	70.1	67.7	68.5	68.4	68.6	69.3	69.2	69.9	70.9	71.1	72.8	72.1	71.6	5.6	4.6
	223 去痰剤	71.8	69.8	70.5	70.8	71.0	71.7	71.7	71.8	72.3	72.2	73.1	73.0	73.1	4.1	2.6
	225 気管支拡張剤	43.3	40.3	41.4	41.8	42.2	42.9	43.1	43.2	43.9	44.3	45.5	45.3	45.2	0.9	0.6
23	消化器官用薬	79.0	77.4	77.8	78.1	78.4	78.8	78.9	79.3	79.5	79.6	80.0	80.2	80.3	20.6	15.8
	231 止しゃ剤、整腸剤	97.0	96.9	96.9	96.8	96.9	96.8	96.9	97.1	97.3	97.2	97.2	97.3	97.2	1.0	2.0
	232 消化性潰瘍用剤	69.9	67.8	68.5	68.9	69.2	69.8	69.9	70.2	70.5	70.7	71.1	71.3	71.5	9.5	6.4
	234 制酸剤	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	4.2	2.5
	235 下剤、浣腸剤	92.3	91.7	91.8	92.0	92.0	92.3	92.2	92.3	92.4	92.5	92.6	92.6	92.7	1.6	1.5
	236 利胆剤	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	1.2	1.1
	239 その他の消化器官用薬	53.9	51.3	51.9	51.7	52.1	52.5	52.8	54.9	55.4	55.7	56.3	56.0	55.4	2.8	1.9
25	泌尿生殖器官および肛門用薬	66.7	63.5	64.3	65.0	65.7	66.2	66.6	67.2	67.6	68.1	68.4	69.0	69.3	1.0	1.7
	259 その他の泌尿生殖器官および肛門用薬	65.2	61.8	62.7	63.4	64.1	64.8	65.1	65.6	66.1	66.4	67.0	67.4	67.8	0.8	1.4
26	外皮用薬	37.1	35.4	36.0	36.4	36.7	37.0	37.3	37.5	37.5	37.7	37.9	38.0	38.2	9.5	6.2
	264 鎮痛、鎮痒、収斂、消炎剤	37.5	35.8	36.3	36.7	37.0	37.3	37.6	37.8	37.9	38.1	38.4	38.5	38.6	8.6	5.4
31	ビタミン剤	92.9	92.3	92.5	92.6	92.8	92.8	92.9	93.0	93.0	93.1	93.1	93.2	93.3	3.9	3.9
	311 ビタミンAおよびD剤	66.3	64.0	64.6	65.0	65.6	66.2	66.4	66.6	67.0	67.1	67.4	67.7	67.9	0.7	0.8
	313 ビタミンB剤（ビタミンB1剤を除く）	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	2.9	2.0
32	滋養強壮薬	68.8	66.0	66.8	67.7	68.1	68.4	68.9	69.1	69.4	69.7	70.0	70.5	70.9	0.7	3.7
	322 無機質製剤	66.1	62.9	63.9	65.1	65.5	65.9	66.3	66.5	66.6	67.0	67.3	67.9	68.4	0.6	0.5
	325 蛋白アミノ酸製剤	35.7	32.9	33.6	34.0	34.6	35.1	35.8	36.4	36.4	36.9	37.5	37.8	37.7	0.1	2.9
33	血液・体液用薬	81.5	79.1	79.8	79.8	80.1	80.0	80.1	81.6	82.5	82.9	83.5	83.8	84.0	7.4	7.2
	333 血液凝固阻止剤	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	1.6	3.4
	339 その他の血液・体液用薬	73.7	71.4	71.9	72.5	72.9	73.5	73.6	74.0	74.2	74.4	74.8	75.2	75.5	5.2	3.2
39	その他の代謝性医薬品	65.3	63.4	64.0	64.4	64.9	65.3	65.6	66.1	66.3	66.6	65.4	65.8	66.1	6.1	7.9
	394 痛風治療剤	75.5	74.2	74.5	74.7	75.1	75.3	75.4	75.8	75.9	76.1	76.3	76.5	76.5	1.3	1.3
	396 糖尿病用剤	69.6	67.8	68.7	69.0	69.4	69.8	70.0	70.4	70.7	71.0	68.1	68.5	69.0	2.8	4.7
	399 他に分類されない代謝性医薬品	53.7	50.3	51.2	51.7	52.6	53.3	54.0	54.6	54.8	55.1	55.4	55.7	56.3	1.7	1.5
42	腫瘍用薬	49.6	47.0	47.3	47.7	48.9	48.6	49.7	50.2	50.1	51.3	50.8	51.3	52.0	0.3	0.3
	422 代謝拮抗剤	4.8	3.8	3.7	3.8	3.8	3.9	4.2	5.0	5.3	5.6	5.7	5.9	6.1	0.0	0.1
	429 その他の腫瘍用薬	58.5	55.7	56.4	56.8	57.4	57.9	58.5	58.7	59.0	59.6	60.1	60.3	60.7	0.2	0.2
44	アレルギー用薬	61.6	59.8	59.7	59.6	59.7	60.3	61.7	59.5	60.2	60.8	62.7	64.4	66.0	4.4	3.8
	449 その他アレルギー用薬	62.3	60.4	60.4	60.4	60.5	61.0	62.6	60.1	60.9	61.4	63.2	64.9	66.6	4.1	3.5
52	漢方製剤	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7.7
61	抗生物質製剤	54.1	51.4	52.2	52.8	52.9	54.2	53.9	53.7	54.5	54.7	56.5	56.1	56.2	1.6	1.1
	613 グラム陽性・陰性菌に作用するもの	48.1	44.7	45.7	46.3	46.8	48.3	47.9	48.2	48.7	48.9	50.8	50.4	50.4	0.8	0.6
	614 グラム陽性菌、マイコプラズマに作用するもの	59.8	57.5	58.5	59.1	59.3	60.3	59.9	58.8	59.7	60.1	61.8	61.2	61.4	0.7	0.4
62	化学療法剤	51.0	47.7	48.8	49.2	49.9	50.7	50.8	51.6	52.1	52.2	53.1	52.9	52.8	0.5	0.5
	624 合成抗菌剤	57.5	54.6	55.6	56.1	56.3	57.2	57.2	56.6	57.4	58.0	60.4	59.8	59.6	0.1	0.1
	625 抗ウイルス剤	61.0	57.4	58.1	58.9	59.7	60.7	61.4	62.2	62.1	62.4	62.9	63.3	63.2	0.1	0.1

注1) 構成割合①は、新指標の分母である「後発医薬品のある先発医薬品の数量」＋「後発医薬品の数量」について、各薬効分類が占める割合（平成28年度）を示している。したがって、「後発医薬品のない先発医薬品」や「その他の品目」は含まれていない。

注2) 構成割合②は、「先発医薬品」、「後発医薬品」、及び「その他の品目」全てを含んだ全医薬品における構成割合（数量ベース）（平成28年度）を示している。

注3) 「その他の品目」とは、局方品、漢方エキス剤、生薬、生物製剤（ワクチン、血液製剤等）及び承認が昭和42年以前のものをいう。

注4) 表示していない項目（薬効）があるので、構成割合を足しあげても総数と一致しない。

注5) 全ての剤形を含んでいる。

（参考）分類別構成割合（数量ベース）（平成28年度）

（単位：％）

	構成割合
後発医薬品のない先発医薬品	18.9
後発医薬品のある先発医薬品	19.7
後発医薬品	39.7
その他の品目	21.8
計	100.0

2. 後発医薬品割合の地域別結果

表 17 (上位 20)

順位	市町村名	割合 (%)	順位	市町村名	割合 (%)
1	九戸郡軽米町	88.9	11	砂川市	83.6
2	島尻郡与那原町	87.8	12	鹿足郡津和野町	83.5
3	久慈市	87.3	13	上水内郡飯綱町	83.5
4	二戸郡一戸町	87.1	14	旭市	83.3
5	児湯郡新富町	86.3	15	糸満市	83.2
6	中頭郡北中城村	85.9	16	南城市	83.0
7	吾妻郡中之条町	84.7	17	名護市	82.8
8	東彼杵郡波佐見町	84.5	18	東伯郡湯梨浜町	82.7
9	赤平市	83.8	19	東津軽郡外ヶ浜町	82.6
10	竹田市	83.8	20	西多摩郡日の出町	82.4

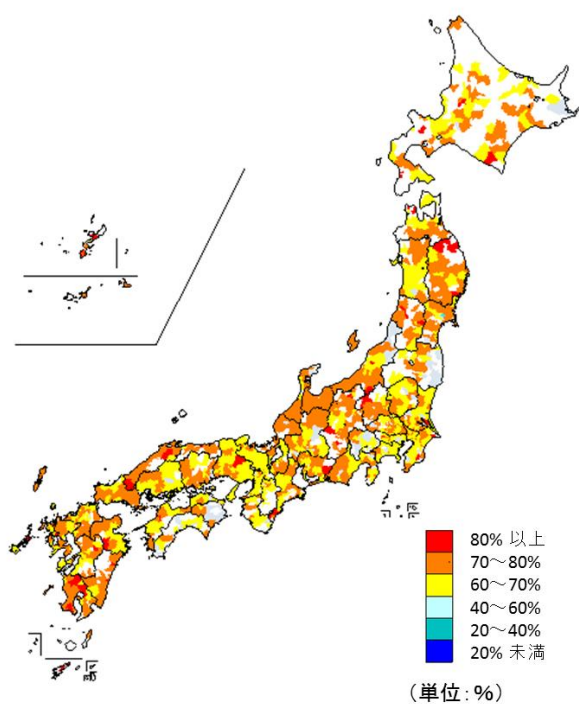
(注 1) 保険請求のあった薬局の所在地を示している。(平成 29 年 3 月調剤分)

(注 2) 各市町村において、保険請求のあった薬局が 3 軒以下の地域は除外している。

(注 3) 後発医薬品割合は数量ベース(新指標)を用いている。

3. 市町村別後発医薬品割合マップ

図 2



(注 1) 保険請求のあった薬局の所在地を示している。(平成 29 年 3 月調剤分)

(注 2) 空白となっている地域は、当該月において保険請求のあった薬局数が 3 軒以下の市町村である。

(注 3) 後発医薬品割合は数量ベース(新指標)を用いている。

平成 28 年度診療報酬改定の基本方針

平成 27 年 12 月 7 日
社会保障審議会医療保険部会
社会保障審議会医療部会

1. 改定に当たっての基本認識

(超高齢社会における医療政策の基本方向)

- いわゆる「団塊の世代」が全て 75 歳以上となる平成 37 年（2025 年）に向けて、制度の持続可能性を確保しつつ国民皆保険を堅持しながら、あらゆる世代の国民一人一人が状態に応じた安全・安心で質が高く効率的な医療を受けられるようにすることが重要である。
- 同時に、高齢化の進展に伴い疾病構造が変化していく中で、「治す医療」から「治し、支える医療」への転換が求められるとともに、健康寿命の延伸の観点から予防・健康づくりの取組が重要となってくる。医療や介護が必要な状態になっても、できる限り住み慣れた地域で安心して生活を継続し、尊厳をもって人生の最期を迎えることができるようにしていくことが重要である。
- また、この「超高齢社会」という問題に加えて、我が国の医療制度は、人口減少の中での地域医療の確保、少子化への対応、医療保険制度の持続可能性の確保といった様々な課題に直面しており、さらには、災害時の対応や自殺対策など、個々の政策課題への対応も求められている。こうした多面的な問題に対応するためには、地域の実情も考慮しつつ、平成 26 年度に設置された地域医療介護総合確保基金をはじめ、診療報酬、予防・健康づくり、更には介護保険制度も含め、それぞれの政策ツールの特性・限界等を踏まえた総合的な政策の構築が不可欠である。
- さらに、2035 年に向けて保健医療の価値を高めるための目標を掲げた「保健医療 2035」も踏まえ、「患者にとっての価値」を考慮した報酬体系を目指していくことが必要である。

(地域包括ケアシステムと効果的・効率的で質の高い医療提供体制の構築)

- 「医療介護総合確保推進法」等の下で進められている医療機能の分化・強化、連携や医療・介護の一体的な基盤整備、平成 30 年度（2018 年度）に予定されている診療報酬と介護報酬の同時改定など、2025 年を見据えた中長期の政策の流れの一環としての位置づけを踏まえた改定を進めていく。
- 特に、地域包括ケアシステムや効果的・効率的で質の高い医療提供体制の整備には、質の高い人材を継続的に確保していくことが不可欠である。人口の

減少傾向や現下の人材不足の状況に鑑み、医療従事者の確保・定着に向けて、地域医療介護総合確保基金による対応との役割分担を踏まえつつ、医療従事者の負担軽減など診療報酬上の措置を検討していくことが必要である。

（経済成長や財政健全化との調和）

- 医療政策においても、経済・財政との調和を図っていくことが重要。「経済財政運営と改革の基本方針 2015」や「日本再興戦略 2015」等も踏まえつつ、無駄の排除や医療資源の効率的な配分、医療分野におけるイノベーションの評価等を通じた経済成長への貢献にも留意することが必要である。

2. 改定の基本的視点と具体的方向性

（1）地域包括ケアシステムの推進と医療機能の分化・強化、連携に関する視点 【重点課題】

（基本的視点）

- 医療を受ける患者にとってみれば、急性期、回復期、慢性期などの状態に応じて質の高い医療が適切に受けられるとともに、必要に応じて介護サービスと連携・協働するなど、切れ目ない提供体制が確保されることが重要である。
- このためには、医療機能の分化・強化、連携を進め、在宅医療・訪問看護などの整備を含め、効果的・効率的で質の高い医療提供体制を構築するとともに、地域包括ケアシステムを構築していくことが必要である。

（具体的方向性の例）

- ア 医療機能に応じた入院医療の評価
 - ・ 効果的・効率的で質の高い入院医療の提供のため、医療機能や患者の状態に応じた評価を行い、急性期、回復期、慢性期など、医療機能の分化・強化、連携を促進。
- イ チーム医療の推進、勤務環境の改善、業務効率化の取組等を通じた医療従事者の負担軽減・人材確保
 - ・ 地域医療介護総合確保基金を活用した医療従事者の確保・養成等と併せて、多職種の活用によるチーム医療の評価、勤務環境の改善、業務効率化の取組等を進め、医療従事者の負担を軽減。

ウ 地域包括ケアシステム推進のための取組の強化

- ・ 複数の慢性疾患を有する患者に対し、療養上の指導、服薬管理、健康管理等の対応を継続的に実施するなど、個別の疾患だけではなく、患者に応じた診療が行われるよう、かかりつけ医やかかりつけ歯科医の機能を評価。
- ・ 患者の薬物療法の有効性・安全性確保のため、服薬情報の一元的な把握とそれに基づく薬学的管理・指導が行われるよう、かかりつけ薬剤師・薬局の機能を評価。
- ・ 医療機関間の連携、医療介護連携、栄養指導等、地域包括ケアシステムの推進のための医師、歯科医師、薬剤師、看護師等による多職種連携の取組等を強化。
- ・ 患者が安心・納得して退院し、早期に住み慣れた地域で療養や生活を継続できるための取組を推進。

エ 質の高い在宅医療・訪問看護の確保

- ・ 患者の状態や、医療の内容、住まいの状況等を考慮し、効果的・効率的で質の高い在宅医療・訪問看護の提供体制を確保。

オ 医療保険制度改革法も踏まえた外来医療の機能分化

- ・ 本年5月に成立した医療保険制度改革法も踏まえ、大病院と中小病院・診療所の機能分化を進めることについて検討。
- ・ 外来医療の機能分化・連携の推進の観点から、診療所等における複数の慢性疾患を有する患者に療養上の指導、服薬管理、健康管理等の対応を継続的に実施する機能を評価。

(2) 患者にとって安心・安全で納得できる効果的・効率的で質の高い医療を実現する視点

(基本的視点)

- 患者にとって、医療の安心・安全が確保されていることは当然のことであるが、今後の医療技術の進展や疾病構造の変化等を踏まえれば、第三者による評価やアウトカム評価など客観的な評価を進めながら、適切な情報に基づき、患者自身が納得して主体的に医療を選択できるようにすることや、病気を治すだけでなく、「生活の質」を高める「治し、支える医療」を実現することが重要である。

(具体的方向性の例)

- ア かかりつけ医の評価、かかりつけ歯科医の評価、かかりつけ薬剤師・薬局の評価
- ・ 複数の慢性疾患を有する患者に対し、療養上の指導、服薬管理、健康

管理等の対応を継続的に実施するなど、個別の疾患だけではなく、患者に応じた診療が行われるよう、かかりつけ医やかかりつけ歯科医の機能を評価。（再掲）

- ・ 患者の薬物療法の有効性・安全性確保のため、服薬情報の一元的な把握とそれに基づく薬学的管理・指導が行われるよう、かかりつけ薬剤師・薬局の機能を評価。（再掲）

イ 情報通信技術（ICT）を活用した医療連携や医療に関するデータの収集・利活用の推進

- ・ 情報通信技術（ICT）が一層進歩する中で、患者や医療関係者の視点に立って、ICT を活用した医療連携による医療サービスの向上の評価を進めるとともに、医療に関するデータの収集・利活用を推進することで、実態やエビデンスに基づく評価を推進。

ウ 質の高いリハビリテーションの評価等、患者の早期の機能回復の推進

- ・ 質の高いリハビリテーションの評価など、アウトカムにも着目した評価を進め、患者の早期の機能回復を推進。

（３）重点的な対応が求められる医療分野を充実する視点

（基本的視点）

- 国民の疾病による死亡の最大の原因となっているがんや心疾患、肺炎、脳卒中に加え、高齢化の進展に伴い今後増加が見込まれる認知症や救急医療など、我が国の医療の中で重点的な対応が求められる分野については、国民の安心・安全を確保する観点から、時々の診療報酬改定においても適切に評価していくことが重要である。

（具体的方向性の例）

- 上記の基本的視点から、以下の事項について検討を行う必要。
 - ア 緩和ケアを含む質の高いがん医療の評価
 - イ 「認知症施策推進総合戦略」を踏まえた認知症患者への適切な医療の評価
 - ウ 地域移行・地域生活支援の充実を含めた質の高い精神医療の評価
 - エ 難病法の施行を踏まえた難病患者への適切な医療の評価
 - オ 小児医療、周産期医療の充実、高齢者の増加を踏まえた救急医療の充実
 - カ 口腔疾患の重症化予防・口腔機能低下への対応、生活の質に配慮した歯科医療の推進
 - キ かかりつけ薬剤師・薬局による薬学管理や在宅医療等への貢献度による評価・適正化
 - ク 医薬品、医療機器、検査等におけるイノベーションや医療技術の適切な評価 等

(４) 効率化・適正化を通じて制度の持続可能性を高める視点

(基本的視点)

- 今後、医療費が増大していくことが見込まれる中で、国民皆保険を維持するためには、制度の持続可能性を高める不断の取組が必要である。医療関係者が共同して、医療サービスの維持・向上と同時に、医療費の効率化・適正化を図ることが求められる。

(具体的方向性の例)

- ア 後発医薬品の使用促進・価格適正化、長期収載品の評価の仕組みの検討
 - ・ 後発品の使用促進について、「経済財政運営と改革の基本方針 2015」で掲げられた新たな目標の実現に向けた診療報酬上の取組について見直し。
 - ・ 後発医薬品の価格適正化に向け、価格算定ルールを見直し。
 - ・ 前回改定の影響を踏まえつつ、現行の長期収載品の価格引下げルールの要件の見直し。
- イ 退院支援等の取組による在宅復帰の推進
 - ・ 患者が安心・納得して退院し、早期に住み慣れた地域で療養や生活を継続できるための取組を推進。(再掲)
- ウ 残薬や重複投薬、不適切な多剤投薬・長期投薬を減らすための取組など医薬品の適正使用の推進
 - ・ 医師・薬剤師の協力による取組を進め、残薬や重複投薬、不適切な多剤投薬・長期投薬の削減を推進。
- エ 患者本位の医薬分業を実現するための調剤報酬の見直し
 - ・ 服薬情報の一元的把握とそれに基づく薬学的管理・指導が行われるよう、かかりつけ薬剤師・薬局の機能を評価するとともに、かかりつけ機能を発揮できていないいわゆる門前薬局の評価の適正化等を推進。
- オ 重症化予防の取組の推進
 - ・ 重症化予防に向けて、疾患の進展の阻止や合併症の予防、早期治療の取組を推進。
- カ 医薬品、医療機器、検査等の適正な評価
 - ・ 医薬品、医療機器、検査等について、市場実勢価格を踏まえた適正な評価を行うとともに、相対的に治療効果が低くなった技術については置き換えが進むよう、適正な評価について検討。
 - ・ また、医薬品や医療機器等の費用対効果評価の試行的導入について検討。

3. 将来を見据えた課題

- 地域医療構想を踏まえた第7次医療計画が開始される平成30年度に向け、実情に応じて必要な医療機能が地域全体としてバランスよく提供されるよう、今後、診療報酬と地域医療介護総合確保基金の役割を踏まえながら、診療報酬においても必要な対応を検討すべきである。
- 平成30年度の同時改定を見据え、地域包括ケアシステムの構築に向けて、在宅医療・介護の基盤整備の状況を踏まえつつ、質の高い在宅医療の普及や情報通信技術（ICT）の活用による医療連携や医薬連携等について、引き続き検討を行う必要がある。
- 患者にとって安心・納得できる医療を提供していくためには、受けた医療や診療報酬制度を分かりやすくしていくための取組を継続していくことが求められる。また、それと同時に、国民全体の医療制度に対する理解を促していくことも重要であり、普及啓発も含め、国民に対する丁寧な説明が求められる。
- 国民が主体的にサービスを選択し、活動することが可能となるような環境整備を進めるため、予防・健康づくりやセルフケア・セルフメディケーションの推進、保険外併用療養の活用等について広く議論が求められる。

第106回社会保障審議会医療保険部会（平成29年9月6日）
各委員の発言要旨（次回の診療報酬改定に向けた検討関係）

＜改定に当たっての基本認識＞

（健康寿命の延伸、人生100年時代を見据えた社会の実現）

- ・ がんについて、健診を受けることを啓発することによって、御本人の健康への負担を減らすとともに、医療財政についても大きな支出を抑制・適正化できる効果も出てくる。
- ・ 心臓や脳について、基本的には血管の疾患であり、より良いライフスタイル、QOLにしていけないと日ごろの不摂生が大きな疾患となる。こうしたことも啓発が必要である。
- ・ 今後の医療ニーズ、生産年齢人口の減少、技術革新を踏まえた将来を見据えた提供体制の構築やイノベーションの推進は、健康寿命の延伸や人生100年という未来に向けた社会の実現に入れて良いものもある。

（どこに住んでいても適切な医療・介護を安心して受けられる社会の実現（地域包括ケアシステムの構築））

- ・ 今回の改定は6年に一度の介護報酬との同時改定で、2025年に向けて重要な改定である。
- ・ 質が高く、効率的な医療の実現は、地域包括ケアシステムの構築においても重要な視点であり、この中にも文言を記述して欲しい。
- ・ 医療保険と介護保険の改定をどうリンクさせるかというところが明確になると良い。
- ・ 過疎地にいるような人は、今後、医療も介護も都市部と比べると非常に厳しい状況になってくる。過疎地の医療の確保のため、保険診療で何らかの手当てをし、ある程度誘導していくなど見直して欲しい。

（医療・介護現場の新たな働き方の実現、制度に対する納得感の向上）

- ・ 医療と介護との連携を一層強化して、患者、利用者の状態に応じた円滑な移行を促進するとともに、両制度を通じて提供されるサービスの効率化を図っていく視点が欠かせない。また、医療機能の分化・連携を推進し、医療資源の効率的な活用が図られる改定とすべき。さらに、限られた財源の中で質が高く、効果的な医療提供体制の実現に向けて、一層メリハリのある報酬体系を目指すべき。

（その他）

- ・ 経済の成長、財政の健全化との調和という観点も、基本認識の1つの柱として位置づけて欲しい。

＜改定の基本的視点と具体的方向性＞

（地域包括ケアシステムの推進と医療機能の分化・強化、連携に関する視点）

○質の高い在宅医療・訪問看護の確保

- ・ 地域包括ケアシステムの構築に当たって、医療と生活、介護の連携の役割も担う訪問看護の拡充を進めるべき。機能強化型の訪問看護ステーションをさらに増やしていく必要がある。量的確保だけではなく、機能強化も求められている。
- ・ 訪問看護の医療保険のレセプトの電子化は早急に進めるべき。

○外来医療の機能分化・強化

○重症化予防の取組の推進

- ・ 例えば糖尿病を初めとする生活習慣病の重症化の予防のためには、受診中断者など重症化しそうな対象者を早期に把握して、早期にかつ効果的に対応するため、医療機関が自治体や保険者と協働する地域連携が必要になる。

○かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師・薬局の評価

- ・ 地域包括ケアシステムを考えると、かかりつけ薬剤師・薬局の推進を図ることが重要である。服薬の一元的・継続的な管理を行って個別最適化した調剤を実施して、そして患者の医療安全の確保、医療保険財政の貢献ということに取り組んでいきたい。薬局で一元的・継続的に薬歴を管理する。そして、かかりつけ医等と連携をしながら、例えばポリファーマシーの調整も積極的にしていきたい。
- ・ かかりつけ医自体を評価するのではなく、かかりつけ医の働き、機能を十分に評価して欲しい。

（新たなニーズにも対応できる安心・安全で質の高い医療を実現・充実する視点）

- ・ 外からの目をきちんと入れ、中だけで処理することがないように、透明性を高めることが大事である。
- ・ レセプト情報の電子請求のさらなる推進や、全ての医療機関での診療明細書の無料発行の推進を盛り込んで欲しい。それにより、医療の透明化につながり、結果的には安心で質の高い医療の発展あるいは患者の納得の確保につながる。

（医療従事者の負担を軽減し、働き方改革を推進する視点）

- ・ 医療従事者の負担を軽減し、働き方改革を推進する視点が挙げられていることは、医療現場の勤務環境の厳しさ、看護職員の夜勤の深刻さなどから非常に適切である。
- ・ 政府が働き方改革を進めている中で、医療従事者についてもその対象にして進めていくことは当然であり、医師や看護職員を始めとする医療従事者に過重労働を強いる医療体制であってはならない。勤務環境の改善や多職種連携の推進に資する改定となるよう、

今回の基本方針には医療従事者の働き方改革についても強調して盛り込んで欲しい。

○チーム医療の推進（タスクシェア、タスクシフト等）、勤務環境の改善、業務効率化・合理化の取組を通じた医療従事者の負担軽減

- ・ 医療従事者の負担軽減、働き方改革を進める上でチーム医療の推進は重要である。

○遠隔診療も含めたICT等の活用

- ・ 人と人は対面して話をし、細かい変わった点を把握して対応しなければならない。遠隔診療の定義をし、それに基づいて議論しないといけない。

（効率化・適正化を通じて制度の安定性・持続可能性を高める視点）

○残薬や重複投薬、不適切な多剤投薬等を減らすための取組等、医薬品の適正使用の推進

- ・ 今後は特に多剤の投薬をいかに減らしていくかが、大きな課題になる。処方箋を介した医師と薬剤師の連携による重複投薬の防止や、多剤投薬の適正化を評価する仕組みが昨年度からスタートしているが、その実態と実績を精査する必要がある。かかりつけ薬局の役割は大変重要だが、生活者自らが自身の投薬の意味を理解する必要がある。
- ・ 多重頻回などは、海外では番号制度とリンクさせて警報を出すシステムがあると聞いている。チェック・抑制できる方法や、適正化できる方法を、システムの開発、新しいICTの活用により考えて欲しい。

○いわゆる門前・門内薬局の評価の見直し

- ・ いわゆる敷地内薬局は通常の保険薬局とは明らかに異なって、かかりつけの機能を果たせるとは思えず、そうした薬局は、それに見合った評価、適正化をすべき。

（その他）

- ・ 新しいニーズにも対応できる安心・安全で質の高い医療を実現・充実する視点と、効率化・適正化を通じて制度の安定性・持続可能性を高める視点は、人生100年時代、これからの時代を考えると、この両方が実現できるような視点が必要である。

第53回社会保障審議会医療部会（平成29年9月15日）

各委員の発言要旨（次回の診療報酬改定に向けた検討関係）

<改定に当たっての基本認識>

（どこに住んでいても適切な医療・介護を安心して受けられる社会の実現（地域包括ケアシステムの構築））

- ・ 質が高く、効率的な医療の実現は、地域包括ケアシステムの構築においても重要な視点である。
- ・ 医療部会と給付費分科会における議論の整合性の取り方が明確になると良い。

（医療・介護現場の新たな働き方の実現、制度に対する納得感の向上）

- ・ 医療と介護の連携、医療機能の分化・連携を実現する上で、一層メリハリのある報酬体系を目指していくことが重要である。
- ・ 基本認識において、持続可能性を強調し、経済成長・財政健全化との調和という観点も柱として位置づけて欲しい。また、来年度も引き続き自然増5,000億という目安を達成することが重要であり、今後の改定もその精神を踏まえて行って欲しい。
- ・ 日本の状況として、人口減少、医療費を費やす高齢者の急増、その一方で、医療費を支える若年労働者の人口が減少に向かっていくという視点を書き込んで欲しい。
- ・ 社会保障自体がどれだけ大変な状態にあるかという基本認識を持って検討する必要がある。その中で、診療報酬にどういう問題点があり、平成30年度改定ではどの問題に対応するか、といった系統立った考え方が必要である。

（その他）

- ・ 医療現場の経営状況の実態を確認して、診療報酬改定を進めてほしい。
- ・ 国民健康保険の都道府県単位化といった他の重要な制度改正とのリンクについても基本方針に書き込み、そこへの目配りも意識した報酬改定にして欲しい。
- ・ 都道府県の負担増の抑制、医療費適正化に向けたガバナンスの発揮に資する報酬体系の検討といった視点も考慮要素として考えて欲しい。
- ・ 改定のたびに複雑かつ難しいものになっている診療報酬について、IT等も駆使した上で効率化する、簡素化するという視点で進めて欲しい。
- ・ 少子高齢化に見合った診療報酬体系とするため、施設基準を満たせば点数がつくことを抜本的に見直し、患者の状態に合った医療の提供に対して手当をして欲しい。また、施設基準が中心であるため、事務系の負担もかなり多く、この簡素化・簡略化もお願いしたい。
- ・ 診療報酬と介護報酬が入り乱れ、非常に使いにくくなっている。医療・介護の同時改定の機会を活かして、整理し、現場で使いやすくして欲しい。

＜改定の基本的視点と具体的方向性＞

（地域包括ケアシステムの推進と医療機能の分化・強化、連携に関する視点）

- ・ 地域包括ケアシステムの推進をいくら望んでも、実現できない地域が現にあり、地域間格差が広がっている。どのような報酬改定により実現に近づくのか分かりやすく説明・提示する努力が必要である。
- ・ 地域包括ケアシステムの構築に当たって、医療と生活、介護の連携の役割も担う訪問看護の拡充を進めるべき。機能強化型の訪問看護ステーションをさらに増やしていく必要がある。
- ・ 糖尿病を初めとする生活習慣病の重症化の予防のためには、受診中断者など重症化しそうな対象者を早期に把握して、効果的に対応するため、医療機関が自治体や保険者と協働する地域連携が必要になる。

（新たなニーズにも対応できる安心・安全で質の高い医療を実現・充実する視点）

- ・ レセプト情報の電子請求のさらなる推進や、全ての医療機関での診療明細書の無料発行の推進は重要である。それにより、医療の透明化につながり、結果的には安心で質の高い医療の発展あるいは患者の納得性の確保につながる。

（医療従事者の負担を軽減し、働き方改革を推進する視点）

- ・ 医療従事者の負担を軽減し、働き方改革を推進する視点が挙げられていることは、医療現場の勤務環境の厳しさ、看護職員の夜勤の深刻さを改善するため非常に重要な視点である。離職を防止し、医療従事者を確保する観点からも重要である。
- ・ 政府が働き方改革を進めている中で、医療従事者についてもその対象にして進めていくことは当然であり、医師や看護職員を始めとする医療従事者に過重労働を強いる医療体制であってはならない。勤務環境の改善や多職種連携について議論すべき。
- ・ 働き方改革の推進により、これまでの医療提供体制を維持できないことも起こりうるが、その点について医療を受ける国民がどのように判断するかをしっかりと踏まえる必要がある。また、業務移管についても、医療安全の点から国民が十分理解・容認しているか。これらの影響を十分考えた対応が必要である。
- ・ 医療従事者の負担軽減、働き方改革を進める上でチーム医療の推進は重要である。
- ・ 医師の事務補助は、結果的に患者へのサービス向上に繋がっており、医師の業務が改善された実感もあり、現場の医師から評価されている。業務移管等、医療提供に直結しない部分への評価も含めて報酬改定を考えて欲しい。
- ・ 一時的・継ぎ接ぎ的な医療従事者の負担軽減の手当により、本来の趣旨が分からない状況になりつつあるため、きちんと整理することが大事である。